



第9期第2回 東京地方労働審議会資料

平成30年3月19日(月) 15時00分～
於：東京労働局 11階 共用会議室1-1

目次

- 1 平成30年度東京労働局行政運営方針……………(1頁)
- 2 雇用環境・均等担当部署……………(2～10頁)
- 3 労働基準担当部署……………(11～19頁)
- 4 職業安定担当部署……………(20～29頁)
- 5 需給調整事業担当部署……………(30～31頁)
- 6 労働保険徴収担当部署……………(32頁)

平成30年度 東京労働局行政運営方針

—誰もが安心して生き活きと働けるTOKYOへ—

【東京労働局 3つのチャレンジ】

働き方改革の実現に向けた取組加速

長時間労働を是正し、すべての人が安心して生き活きと働ける環境を作るとともに、中小企業・小規模事業者の生産性向上に取り組めます

人手不足解消に向けた人材確保の一層の推進

魅力ある職場づくりを進め、人材と仕事のマッチングを図り、「全員参加の社会」の実現に取り組めます

オリンピック・パラリンピックに向けた労働安全衛生の確保

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、本格化する大会施設工事の安全対策を中心として、職場の安全衛生管理の確保に全力で取り組めます

1. 「働き方改革」推進の取組

■ 「働き方改革」推進の取組方針・状況

1. 基本的方針

- ・ 企業の自主的な働き方の見直しやワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)等の推進
- ・ 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成

2. 具体的取組の状況

(1) 労使団体への要請

- ・ 局長等が主要労使団体を訪問し、働き方改革、夏の生活スタイル変革(ゆう活)に関し協力を要請
- ・ 各種団体(最大210団体)に対し、働き方改革、年次有給休暇の取得促進に係る資料手交・送付し、取組への協力を依頼

(2) 企業への働きかけ・発信

- ・ 局長又は雇用環境・均等部長が7社を訪問し、働き方改革の一層の取組を要請
- ・ 働き方・休み方改善コンサルタントによる働き方改革に関するコンサルティングを400件以上、ワークショップを11回実施(58社参加)
- ・ 企業の取組の好事例を労働局HPIにおいて発信するとともに、取組を促すリーフレットを作成し配布・発信

(3) 地方公共団体との連携

- ・ 東京都雇用対策協定及び事業計画に基づき、「TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口」において働き方・休み方改善コンサルタントによる相談等を実施したほか、周知広報を実施

(4) 金融機関との連携

- ・ 中小企業・小規模事業者の働き方改革等を推進するため、これら企業に経営支援等を通じて影響力を持つ金融機関(東京TYフィナンシャルグループ、東京東信用金庫、城南信用金庫)と包括連携協定を締結。金融機関が行う地域企業支援の一層の充実と、労働行政の企業支援策の効果的活用を図る。

平成30年度の取組

○ 労使団体への要請

- ・ 各種団体への働き方改革、年次有給休暇取得促進等の要請・協力依頼を引き続き行う。

○ 企業トップ等への働きかけ

- ・ 局長等による企業訪問を引き続き定期的実施するとともに、取組事例について情報発信を行う。
- ・ 働き方・休み方改善コンサルタントによる働き方改革に関するコンサルティング及びワークショップを引き続き実施する。

○ 地方公共団体との連携

- ・ 相談窓口における事業主向け支援サービス(働き方・休み方改善に関する相談、個別訪問依頼の受付)を引き続き実施する。

○ 金融機関との連携

- ・ 金融機関が行う地域企業に対する経営支援等に助成金等の国の企業支援策を活用するほか、金融機関の求めに応じ地域企業の人材確保ニーズに対し労働行政が支援するなど、労働局と金融機関が連携して中小企業を中心とした地域企業の働き方改革、生産性の向上を後押しする。

○ 中小企業・小規模事業者に対する支援

- ・ 中小企業・小規模事業者等の働き方改革を進めるため、「東京働き方改革推進支援センター」を設置し、同一労働同一賃金に係る非正規雇用労働者の待遇改善、時間外労働の上限規制の対応に向けた労働時間制度の構築や生産性向上による賃金引上げなど、働き方改革に関する中小企業・小規模事業者支援のための相談に応じる。
- ・ 中小企業・小規模事業者に向けた各種支援策について積極的に周知を行う。

団体訪問



働き方改革・夏の生活スタイル変革(ゆう活)に関する労使団体への協力要請(平成29年6月)



企業訪問 (トップへの働きかけ)



ピジョン株式会社



AGCアメニテック株式会社

東京都との連携

飯田橋の「TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口」において、働き方・休み方改善コンサルタントが企業からの働き方改革の相談等に対応



東京都実施の「ライフ・ワーク・バランスフェスタ東京2018」へ参画し、ブースやミニセミナーにおける周知・広報を実施



金融機関との連携(2/19包括連携協定締結式)



東京TYフィナンシャルグループ



東京東信用金庫



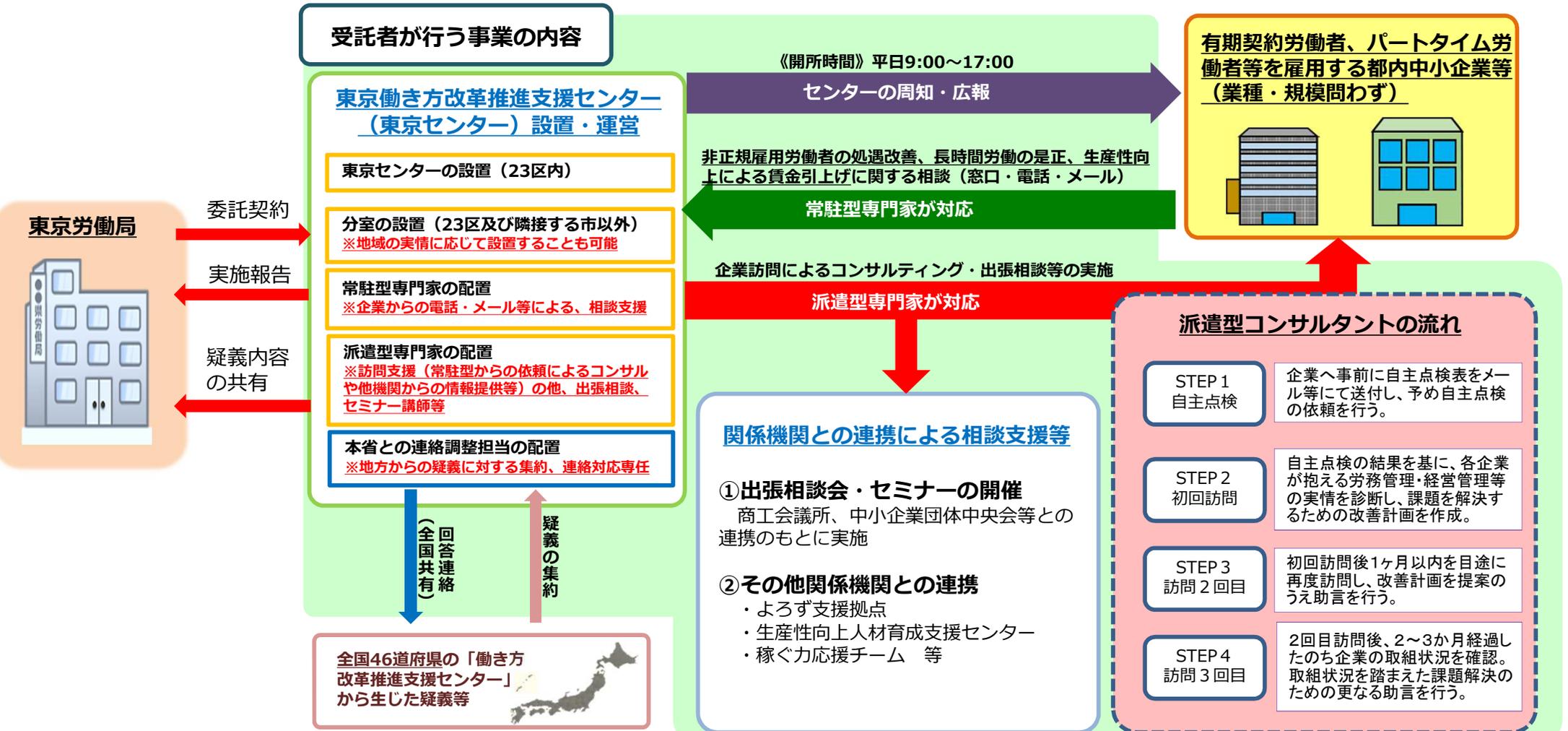
城南信用金庫

2. 平成30年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(新規)

事業の趣旨・目的

- ① 「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考とした企業における非正規雇用労働者の処遇改善
- ② 過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築や生産性向上による賃金引上げ
- ③ 人材の定着確保・育成を目的とした雇用管理改善等による人材不足対応に資する技術的な相談

など総合的な支援を行うため、民間団体等への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施するとともに、商工会議所・商工会・中小企業団体中央会等と連携した出張相談会・セミナーを実施する。



3. 労働法制セミナーに関する取組等

東京局における労働法制セミナーの開催実績

平成29年度
開催回数

48回
(27大学・短大・専門学校)



【平成29年度
実績】

★実施回数：
48回（前年度
比11.7%増）

★受講学生数：
4294人（前年
度比19.5%増）

★新たに専門学
校において2回
開催

波及効果

NHK『ニュースチェック11』平成29年8月4日(金)放送

セブン-イレブン・ジャパン加盟店セミナーを実施



24時間営業が多いコンビニで働く人たちと店との間の勤務や賃金をめぐるトラブルを未然に防ごうと、最大手のセブン-イレブン・ジャパンが店舗のオーナーに労働関係の法律への知識を深めてもらう研修会を開きました。

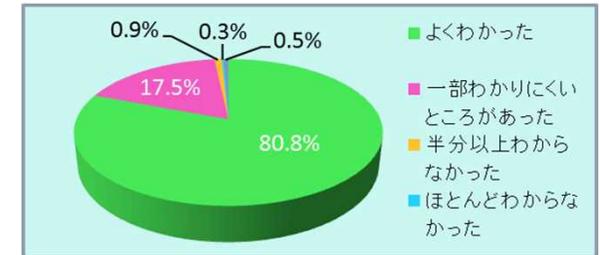
※平成29年8月4日：世田谷文化生活情報センター

▲ 受講者の声

Q 1 セミナーは参考になりましたか？



Q 2 講師の説明はよくわかりましたか？



労働法について、具体的にどのように定められているかはよく知らなかったもので、今回のセミナーで聞くことができて良かったです。就職がゴールじゃないということを感じることができました。

就職して働き始めたら誰にも頼れず、自分で解決するしかないと思っていたけれど、相談できる場所があると知り安心しました。

■ 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン

周知・啓発期間 4月1日から7月31日まで
(多くの新入学生がアルバイトを始める4月から、夏休み前まで)
局署の総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置。
また、大学構内に相談コーナーを設け、学生向け相談会を実施した。(4大学)

確かめよう！
労働条件。



平成30年度の取組

- 労働法制セミナーについて、大学・短期大学以外に専門学校等へも対象を広げつつ、前年度実績を上回る回数を実施する。
- 引き続き、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを行い、学生アルバイトの労働条件の確保を図る。

4. 労働契約法（無期転換ルール）の周知等

■ 「円滑な無期転換ルール」の周知に関する取組

平成30年4月より、無期転換ルールの本格的な運用が始まることが見込まれるため、各種セミナー等あらゆる機会を通じて、資料配付を含めた周知・啓発を行った。

1. 無期転換ルール取組促進キャンペーン

- ・ 全国の労働局で、9月～10月の2か月間をキャンペーン期間とした集中的な周知・啓発。

2. 事業主等への周知

- ・ 署所が開催する事業主・労務担当者向け説明会等を活用し、円滑なルール運用等を周知（65回（本年度1月末時点））。

3. 有期契約労働者への周知

- ・ 有期契約労働者に向けて説明会・個別特別相談会（夜間）を開催（3月に2回開催予定）。
- ・ 自治体との連携による23区内の駅周辺大型サイネージ等を活用した周知。

契約社員・パート・アルバイト等「有期契約」で働くみなさまへ！

有期契約で働いている方、働く予定の方を対象とした「無期転換ルール説明会・夜間特別相談会」を開催します！

1. 日時（参加無料です。）
 ◎平成30年9月9日（金）、◎平成30年9月14日（水）
 （説明会）18:30～19:00（各回定員40名）
 （相談会）17:30～19:00の間に下記0時間枠で行います。
 ※一人様30分までとさせていただきます。

無期転換の申込みめいようと思はれたり、迷惑な思いを言われまは...

※説明会の内容は各回同じです。説明会のみ、相談会のみ参加も可能です。
 ※下記3による事前申込みが必要です。
 ※申込みが完了した場合は事前予約となりますので、予めご了承ください。

2. 場所
 千代田区九段南1-2-1 九段第三台庁舎（本署の地区センター）
 説明会は第一会議室、相談会は総合労働相談コーナー（※両方とも11階です）。

3. 申込み方法（事前申込み制です）
 参加をご希望の方は、下記のお申し込み（※希望の日には、随時このページをのぞいてください）により、FAXにて3月5日（月）までに事前申込みください。説明会のみのお申込みについては、電話でも受け付けます。
 定員に達して申し込みが完了した場合はお断りさせていただきます。
 参加費はかかりませんので、当日は、このチラシを手に参加いただけます。

【労働者向け説明会・個別相談会の開催】

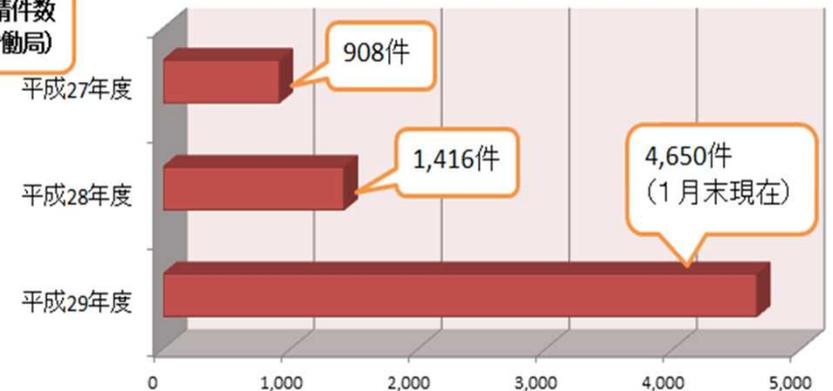
■ 啓発指導

本格的な運用が始まる前に、「雇止め」を行う事案も発生していることから、円滑な無期転換ルールの運用に向け、企業側に対する啓発指導を行った。

■ 無期転換ルールの特例措置に関する取組

「有期雇用特別措置法」に基づき、定年後再雇用される有期契約労働者等に係る無期転換ルールの適用を免除する認定を行っており、事業主への制度周知及び認定審査を実施した。

特例申請件数（東京労働局）



昨年末より申請が急増（1月申請件数1,320件）していることから、審査体制を強化し対応している。

平成30年度の取組

来年度から本格的な運用が始まることから、引き続き、関係部局と連携し、周知・相談対応を図るとともに、無期転換ルールの適用を意図的に避ける目的での雇止め等を把握した場合、啓発指導を行う。

5. 個別労働紛争の解決制度に関する施行状況

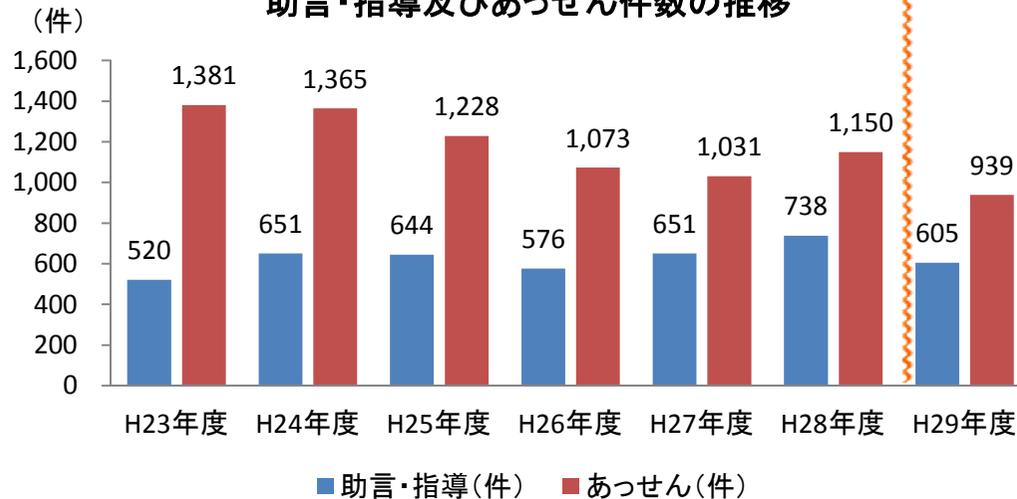
■ 平成29年度の相談、助言・指導、あっせん、解決援助、調停件数

○ 総合労働相談件数	126,831件	(前年同期比)	14.0減)
うち民事上の個別労働紛争相談件数	24,828件	(同)	5.2増)
うち均等三法関係相談件数	17,976件	(同)	13.8減)
○ 労働局長による助言・指導の申出受付件数	605件	(同)	3.4増)
○ 紛争調整委員会によるあっせん申請受理件数	943件	(同)	1.9減)
○ 労働局長による紛争の解決援助の申出受付件数	33件	(同)	64.9減)
○ 紛争調整委員会による調停申請受理件数	5件	(同)	58.3減)

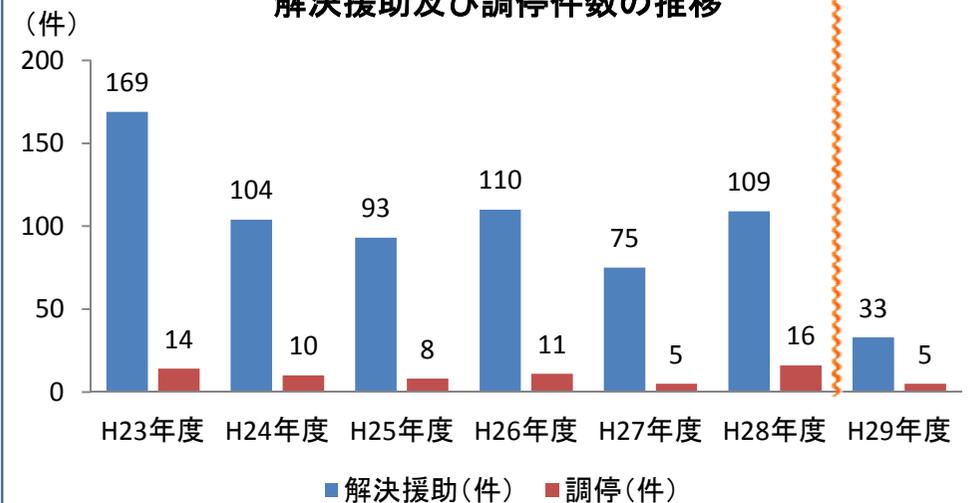
【平成29年度の特徴】

- 相談、助言・指導、あっせんのいずれについても、いじめ・嫌がらせに関するものの件数が最も多い傾向は変わらない。
- 改正育児・介護休業法に関する問い合わせや相談が落ち着いたこと等により、総合労働相談件数、均等三法関係相談件数は減少している。
- あっせんの参加率は62.3%(参考:H28年度全国平均56.8%)
- あっせんの合意率は44.4%(参考:H28年度全国平均39.4%)
* 被申請人があっせんに参加した場合の合意率71.4%
(参考:H28年度全国平均66.4%)

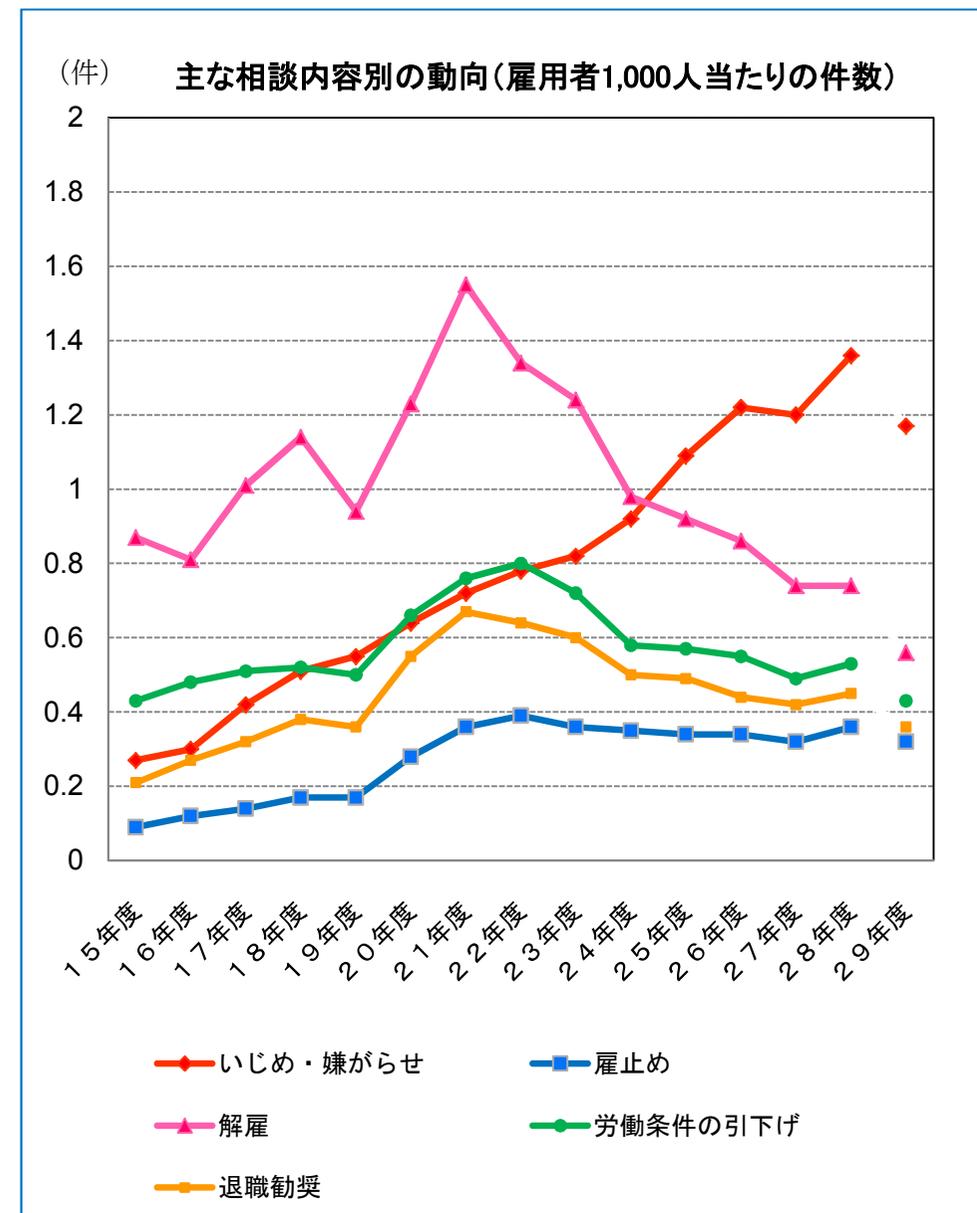
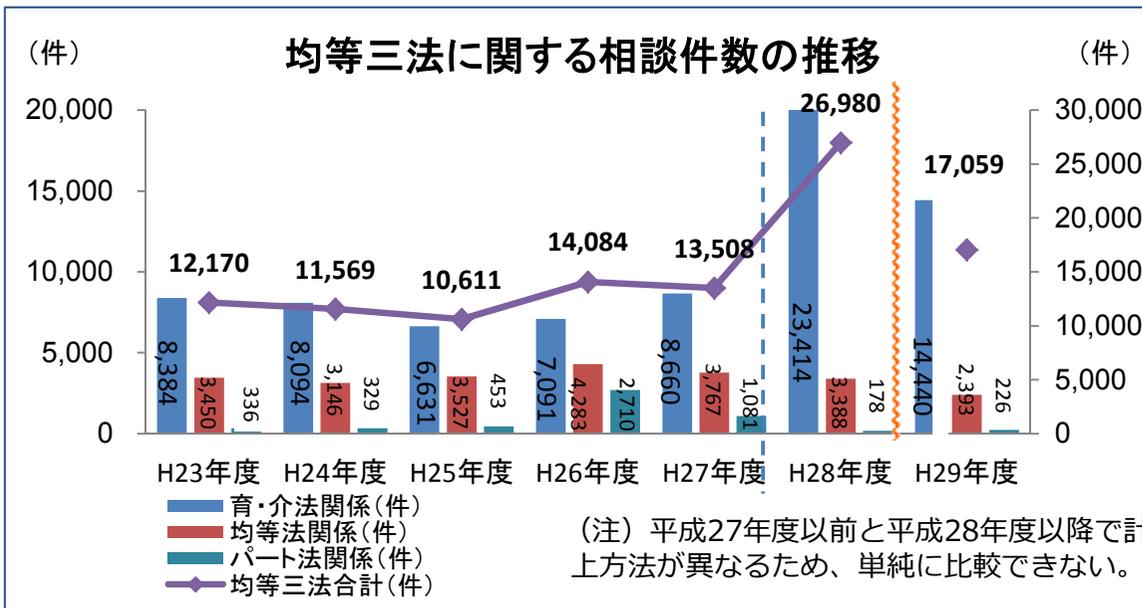
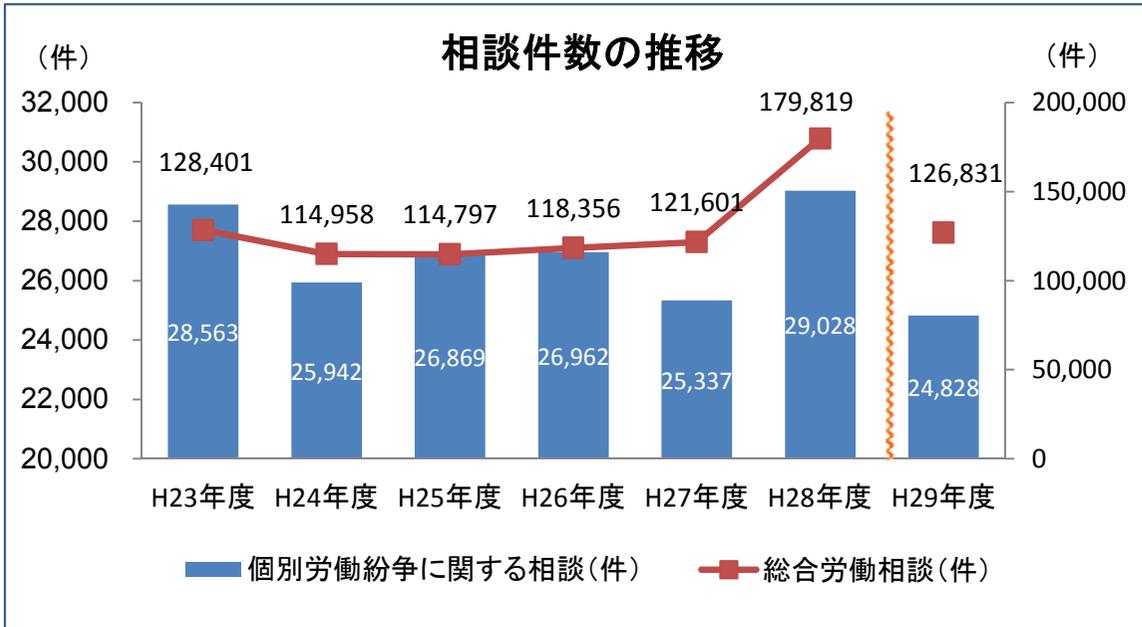
助言・指導及びあっせん件数の推移



解決援助及び調停件数の推移



H29年度の件数は、いずれもH30年1月末現在のもの



H29年度の件数は、いずれもH30年1月末現在のもの

6. 雇用均等分野における施行状況

法の履行確保

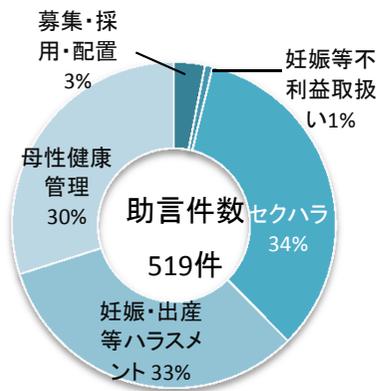
改正育児・介護休業法の周知 (平成30年1月末現在)

主催説明会開催	6回 (のべ参加者数1,613名)
他機関主催説明会開催	34回 (のべ参加者数10,504名)
資料送付	職業家庭両立推進者等約2,000社
周知依頼	地方自治体等約210件

指導状況

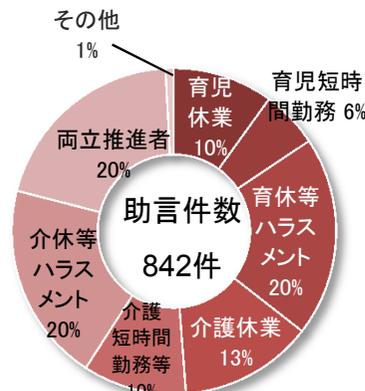
助言件数に占める是正件数の割合	平成28年度実績	平成29年度実績
男女雇用機会均等法	89.6%	99.8%
育児・介護休業法	76.9%	97.4%
パートタイム労働法	84.2%	100%

男女雇用機会均等法



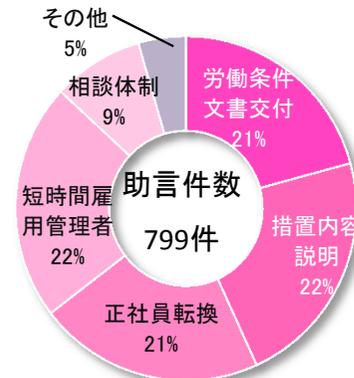
405社のうち247社に助言

育児・介護休業法



382社のうち342社に助言

パートタイム労働法



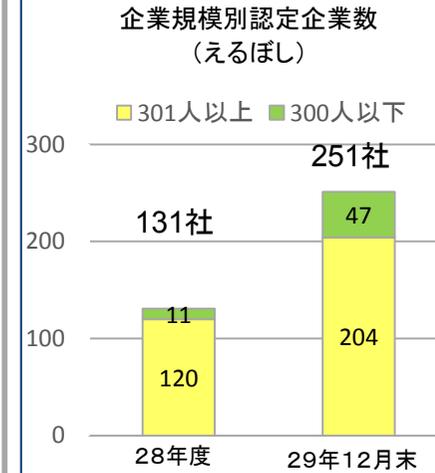
415社のうち366社に助言

(平成29年度報告徴収実施状況より (平成30年1月末現在))

女性活躍推進法関係

一般事業主行動計画届出状況 (12月末)

301人以上 4,691社
(届出率99.8%)
300人以下 1,067社



次世代育成支援対策推進法関係

一般事業主行動計画届出状況 (12月末)

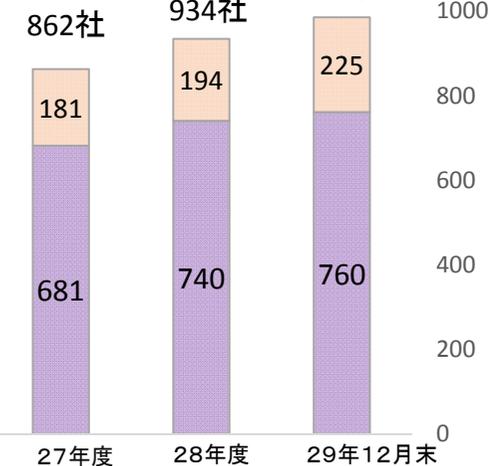
101人以上 9,693社
(届出率96.8%)
100人以下 3,107社



プラチナくるみん
認定
74社

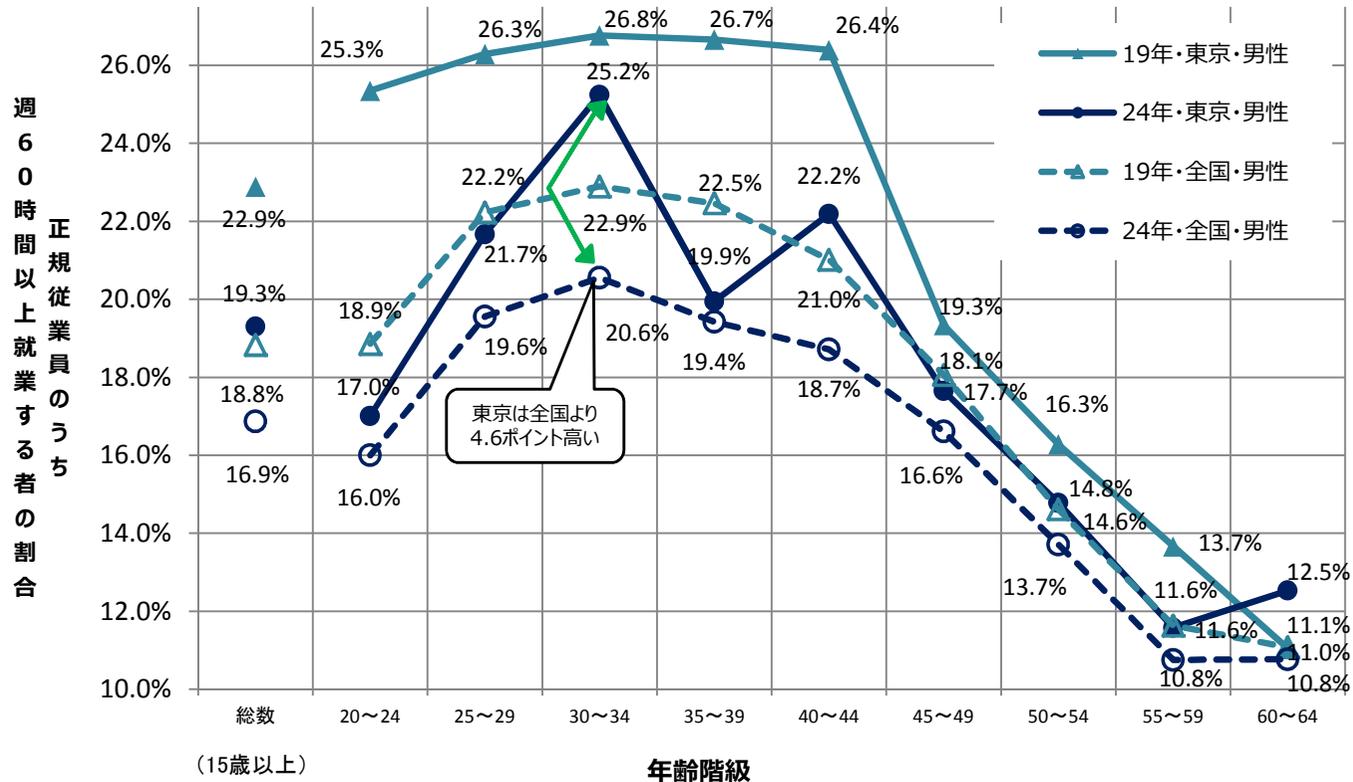
(12月末)

企業規模別認定企業数(くるみん)

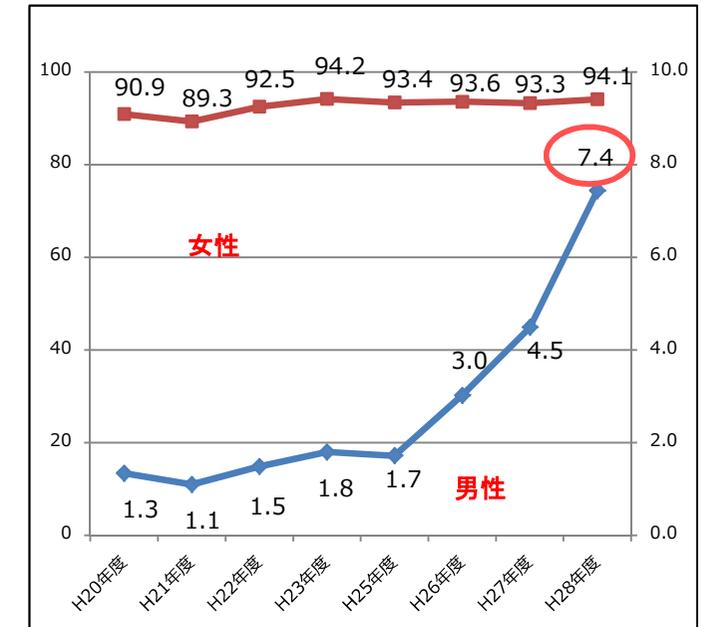


週60時間以上就業する正規従業員の割合(年代別・男性) (※)

- 東京の平成19年と24年を比べると、ほとんどの年代で週60時間以上就業する正規従業員の割合は減少している。
- 一方、平成24年の東京と全国を比べると、東京は20歳～64歳のいずれの年代においても割合は全国より高く、特に30～34歳では4.6ポイントの開きがある。



東京における育児休業取得率の推移



資料出所 東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」により東京労働局作成 (※平成24年度についてはデータなし)

(注) 前年度1年間(4月1日～3月31日)に(配偶者が)出産した者のうち、調査時点までに育児休業を開始あるいは取得の申出をした者の割合。

※ 資料出所 総務省「就業構造基本調査」(平成19年・24年)をもとに東京労働局雇用環境・均等部にて作成

注) 調査対象は「年間就業日数が200日以上」の「正規の職員・従業員」であり、上記調査の「用語の解説」では「一般社員又は正社員などと呼ばれている者」とされている。したがって、必ずしもフルタイム労働者とは限らない。

平成30年度の取組

- 法の周知及び重点対象を定める等による効果的・積極的な指導により、法の履行を確保する。
- 300人以下の企業に対し、女性の活躍推進に取り組むメリットについて理解を促す等の周知・啓発を行う。
- 育児・介護休業法に基づく男性の育児休業取得等を支援する制度の周知を行い、男性の育児休業取得を促す。
- 「えるぼし」「くるみん」「プラチナくるみん」の認定制度の周知や、マークの認知度の向上を図る。

7. 総合的ハラスメント対策の実施

■ 全国ハラスメント撲滅キャラバンの取組

平成29年1月1日から、改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が施行され、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタハラ」）を防止する措置が事業主に義務付けられた。

そこで、事業主等が、これらハラスメント防止措置の必要性や法に基づく措置内容について理解を深めるよう、平成29年7月から12月に下記の取組を行った。

※いわゆるマタハラに加え、セクハラ・パワハラも対象とした。

○ 事業主等への説明等

あらゆる機会を捉え、事業主等を対象とした会議等において、事例を交え具体的な説明を行うほか、周知資料を配布(説明会計35回)。

○ 特別相談窓口の設置

雇用環境・均等部に設置。期間中、周知用ちらしを作成し、広く利用を呼びかけた。

【主な周知内容】

- ・平成28年度紛争解決援助制度施行状況に公表
- ・東京都「レディGO! Project」に出展
- ・局主催産業保健フォーラムブース出展



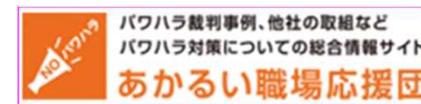
レディGO! Projectブース

○ 集団指導の実施

いわゆる「マタハラ」、セクハラを中心に、男女雇用機会均等法等に基づく報告徴収を実施(2回、対象企業70社)。

■ 職場のパワーハラスメントの予防対策

職場のパワーハラスメントの予防・解決に関する周知を行うほか、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」の普及により、労使の具体的な取り組みの促進を図った。



パワハラ対策総合情報サイト



パワハラ対策導入マニュアル



周知用リーフレット

「過重労働対策」の一環として、メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取り組みを強化する中、署・基準協会主催等の説明会において、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等について説明を行った。(平成30年1月末現在、20回)。

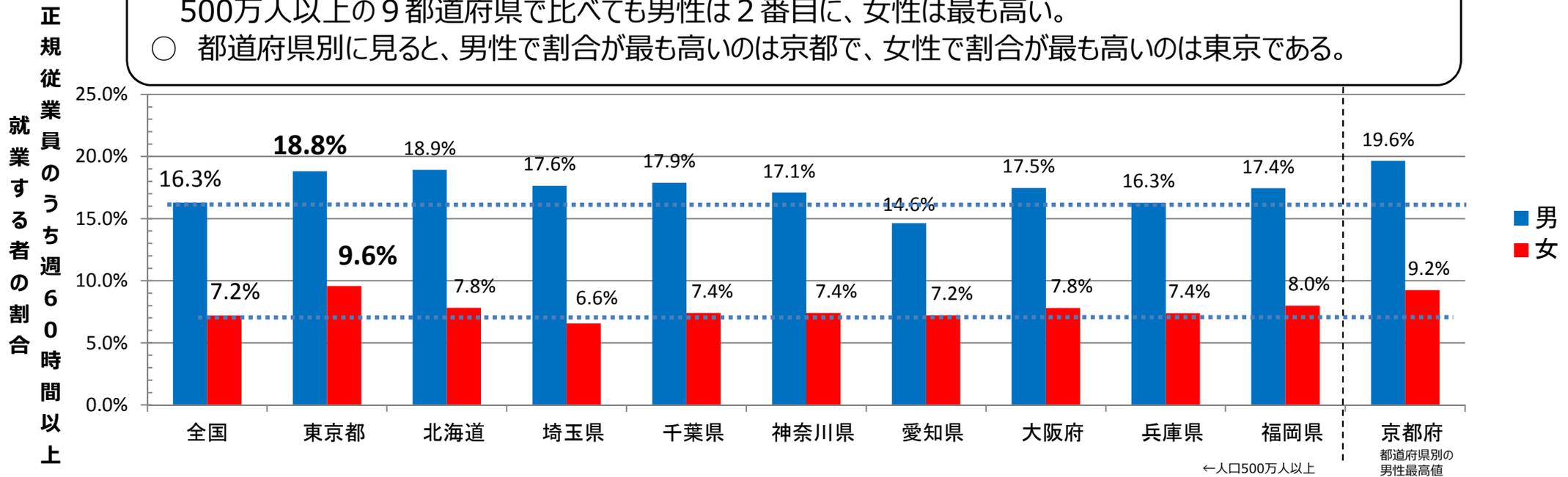
平成30年度の取組

- 「全国ハラスメント撲滅キャラバン」を実施し、いわゆるマタハラに加え、セクハラ・パワハラも対象とした事業主等への周知活動を行う。
- ハラスメントに関する法令違反が疑われる事案を把握した際には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導を行う。その際、必要に応じてパワーハラスメントの予防・解決に向けた啓発資料を提供する。
- LGBTを含むセクシュアルハラスメント対策、いわゆる「マタハラ」対策を推進する。
- セミナー等あらゆる機会を捉え、職場のパワーハラスメントの予防・解決に関する周知を行う。

1 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

週60時間以上就業する正規従業員の割合（全国比較）

- 東京では正規従業員のうち週60時間以上就業する者の割合が全国平均と比べて男女ともに高く、人口500万人以上の9都道府県で比べても男性は2番目に、女性は最も高い。
- 都道府県別に見ると、男性で割合が最も高いのは京都で、女性で割合が最も高いのは東京である。



資料出所 総務省「就業構造基本調査」（平成24年）をもとに作成

平成30年度の取組

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき、過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、適正な労働時間管理及び健康管理に関する窓口指導、監督指導等を徹底する。

- 時間外・休日労働が1か月80時間を超えていると考えられる事業場や過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対しては、引き続き監督指導を徹底する。
特に、違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する局長等による指導の実施及び企業名の公表の取組を徹底する。
また、オリンピック・パラリンピックを踏まえてインフラ工事等が大幅に増加することが想定される建設業において、長時間労働が懸念されていることに鑑み、建設現場における下請も含めた労働時間の遵守状況等について監督指導等で確認し、長時間労働の抑制について強力に指導する。
- 「労働時間管理適正把握ガイドライン」の周知及びこれに基づく指導を引き続き実施する。
- 適正な時間外・休日労働協定の締結などの労働時間管理の適正化の指導を行うとともに、時間外及び休日労働協定が未届の事業場に対しては、民間事業者を活用し、労働基準法の基礎的な知識の付与のための相談指導等を実施する。
- 11月に過重労働解消キャンペーン(仮称)を行い、積極的な周知・啓発を行う。

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間をを超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、重点的な監督指導を実施。

①1か月当たり100時間を超えていると考えられる事業場に対する監督の実施状況(1月末時点)

実績	違反率
889件	70.8%

②1か月当たり80時間を超え100時間以下と考えられる事業場に対する監督の実施状況(1月末時点)

実績	違反率
712件	58.0%

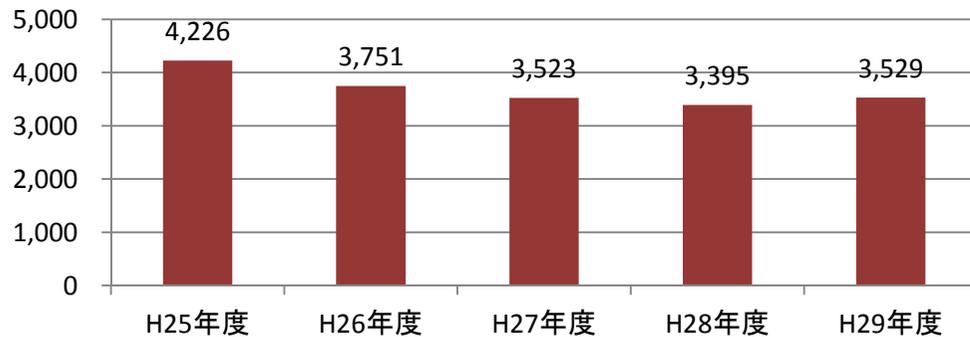
③長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督の実施状況(1月末時点)

実績	違反率
91件	83.5%

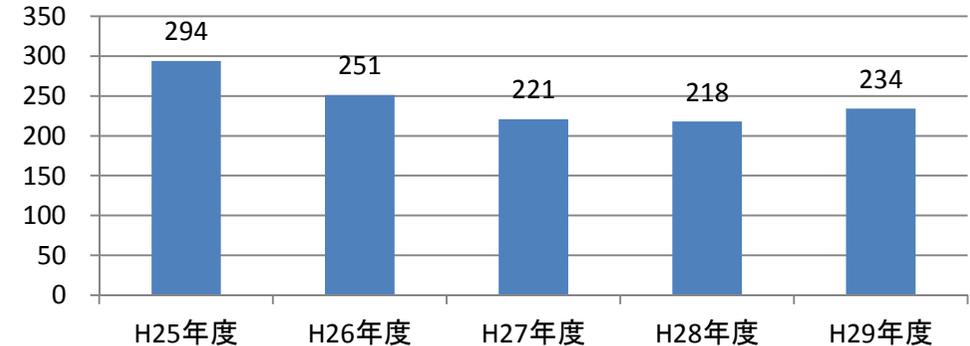
(2) 特定分野における労働条件確保の推進

①外国人労働者・技能実習生、②自動車運転者、③介護労働者、④派遣労働者、⑤障害者、⑥医療機関の労働者、⑦パートタイム労働者・アルバイト非正規労働者、⑧請負契約で就労する労働者、⑨出稼労働者、⑩家内労働者について、それぞれに特有の問題に着目し、監督指導の実施等を通じて、法令の遵守の徹底を図る。

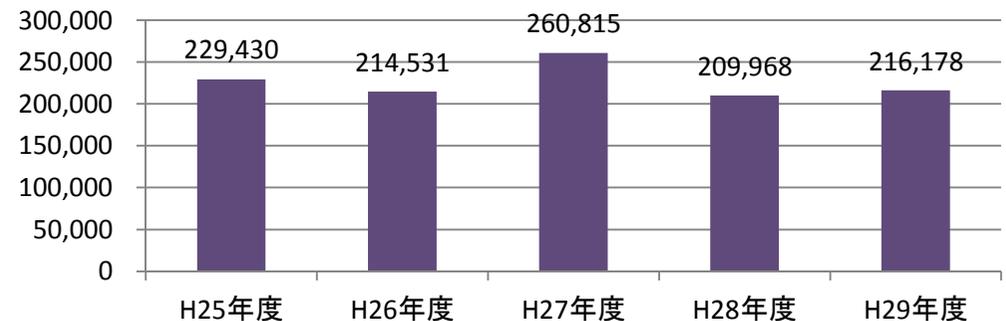
申告受理件数(4月～1月)



未払賃金立替払認定申請件数(4月～1月)



相談件数(4月～1月)



平成30年度の取組

- 引き続き、賃金不払等の申告事案について優先的に監督指導を実施し、適切に対応していく。
- 引き続き、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図る。

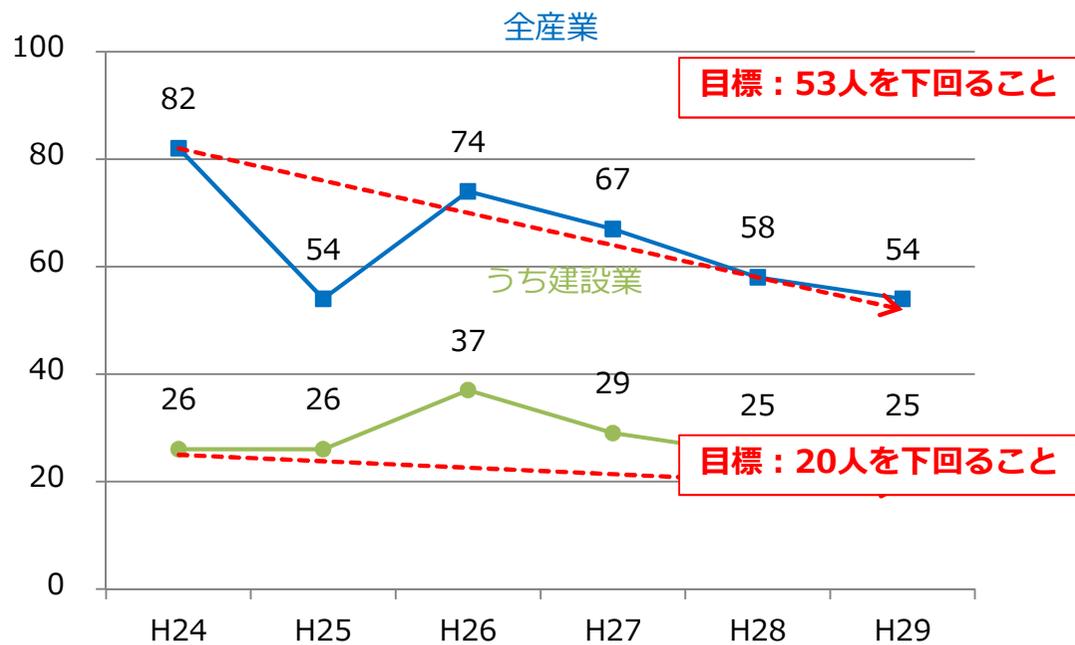
2 第12次東京労働局労働災害防止計画の目標達成状況

(1) 第12次防計画の目標達成状況

- 全産業の死亡災害（平成30年2月16日速報値）
 計画の目標：過去最少の53人を下回ること ⇒ **54人（達成できず）**
 （計画の基準となる平成24年との比較では**34.1%の減少**）
 - 建設業の死亡災害（平成30年2月16日速報値）
 計画の目標：過去最少の20人を下回ること ⇒ **25人（達成できず）**
 （計画の基準となる平成24年との比較では**3.8%の減少**）
 - 全産業の休業4日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）（平成29年12月末速報値を元に算出した推定値）
 計画の目標：8,000人を下回ること ⇒ **9,911人（達成できず）**
 （計画の基準となる平成24年との比較では**1.3%の増加**）
- ※ 推定値は、平成28年（確定値）に平成29年（12月末速報値）の対前年増減率を乗じたもの

死亡災害、死傷災害ともに
 災害多発業種で
 災害を減少させることが
 できなかった

(人) 死亡災害発生状況の推移



(人) 死傷災害発生状況の推移



(2) 死亡災害発生状況の推移

【業種別】

- 建設業の死亡災害が全産業のおよそ半数を占め、近年は増減を繰り返しており減少傾向はみられない。
(12次防期間中の合計は142人と、11次防比で5%増加した。)
- 陸上貨物運送事業、製造業、ビルメンテナンス業及びその他の業種の死亡災害は12次防期間中に減少傾向にあり、それぞれ11次防比で、8人(27%)、10人(36%)、5人(22%)、47人(31%)減少した。

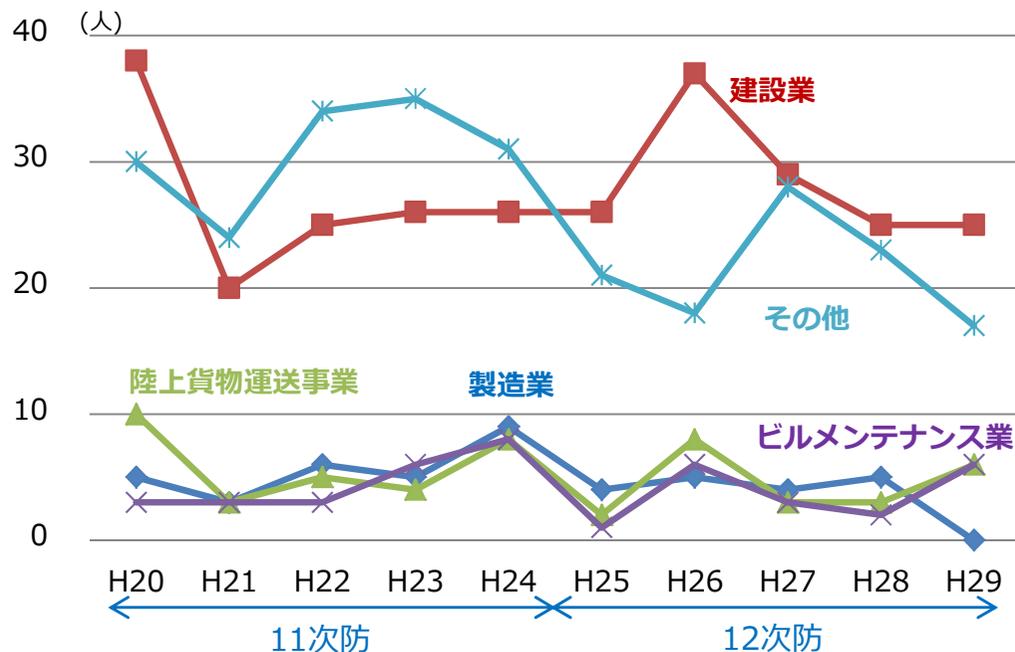
【事故の型別】

- 「墜落・転落」が全体の4割弱を占め、12次防期間中は109人と、11次防比で6%減少した。
- 「交通事故(道路)」が全体の2割弱を占め、12次防期間中の合計は51人と11次防比で18%減少した。
(その他の業種の死亡災害のうち、「交通事故(道路)」が占める割合は27%と全業種と比べて高い。)

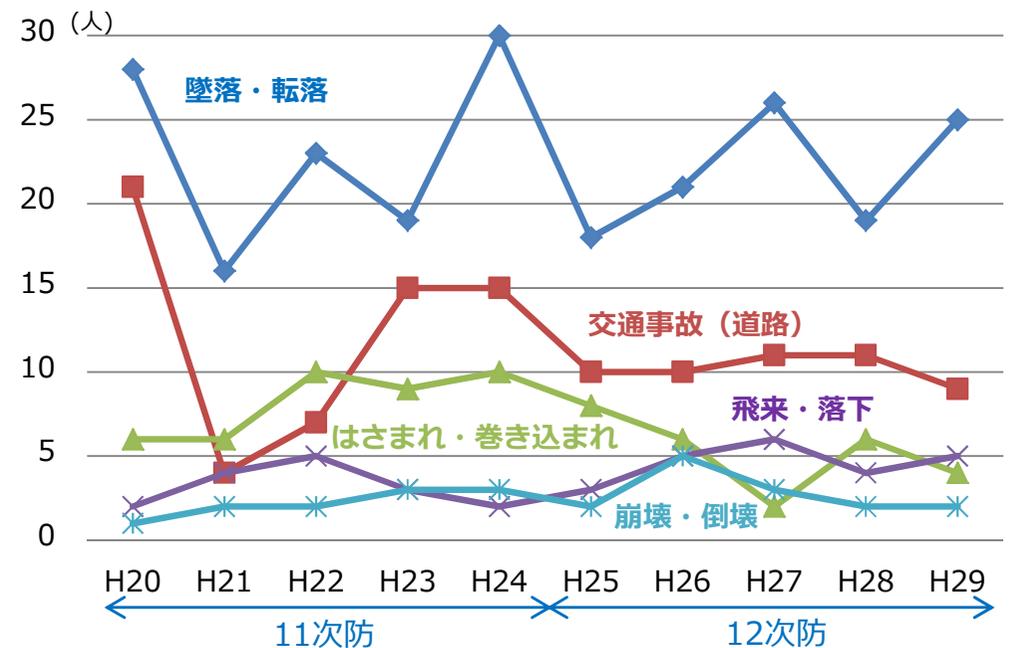
【起因物別】

- 「機械」を起因物とする死亡災害は、12次防期間中に51件発生しており、11次防比の減少率は7%となっている。

業種別・死亡災害発生状況の推移(上位5業種)



事故の型別・死亡災害発生状況の推移(上位5位)



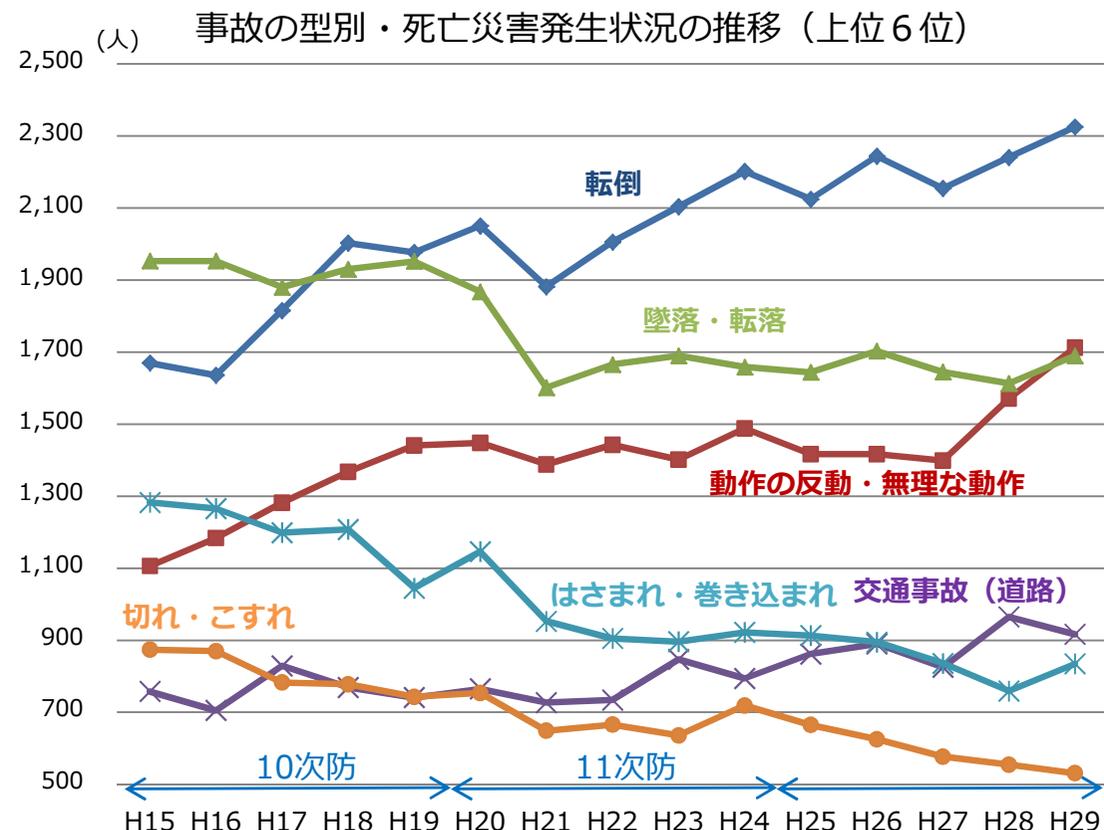
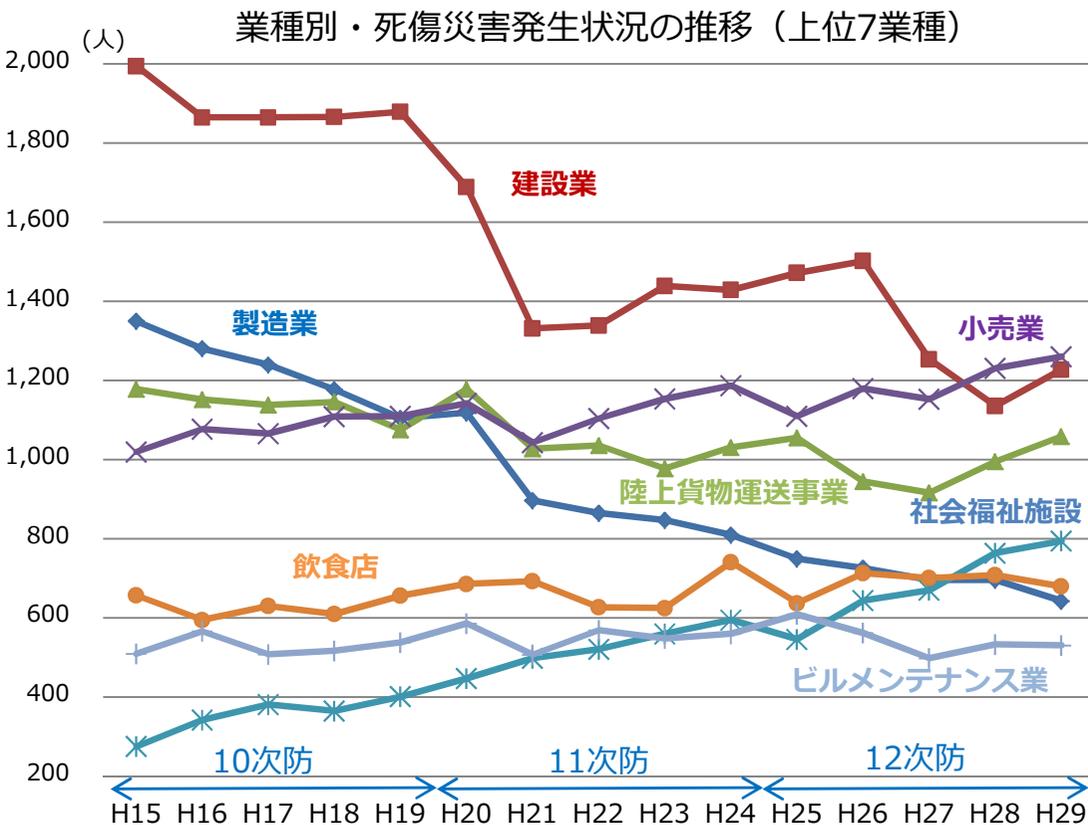
(3) 死傷災害発生状況の推移

【業種別】

- 業種別では、上位7業種で死傷災害全体のおよそ6割を占める。
- 10次防初年度の平成15年と比較すると、建設業（38%減）、陸上貨物運送事業（10%減）及び製造業（52%減）が減少しているのに対し、小売業（24%増）、社会福祉施設（189%増）、飲食店（3%増）及びビルメンテナンス業（4%増）が増加しており、構成比率が大きく変わっている。

【事故の型別】

- 事故の型別では、上位6位で死傷災害全体のおよそ4分の3を占める。
- 10次防初年度の平成15年と比較すると、「墜落・転落（13%減）」、「はさまれ・巻き込まれ（35%減）」及び「切れ・こすれ（39%減）」が減少しているのに対し、「転倒（39%増）」、「動作の反動・無理な動作（55%増）」、「交通事故（道路）（21%増）」が増加しており、構成比率が大きく変わっている。



【目標】

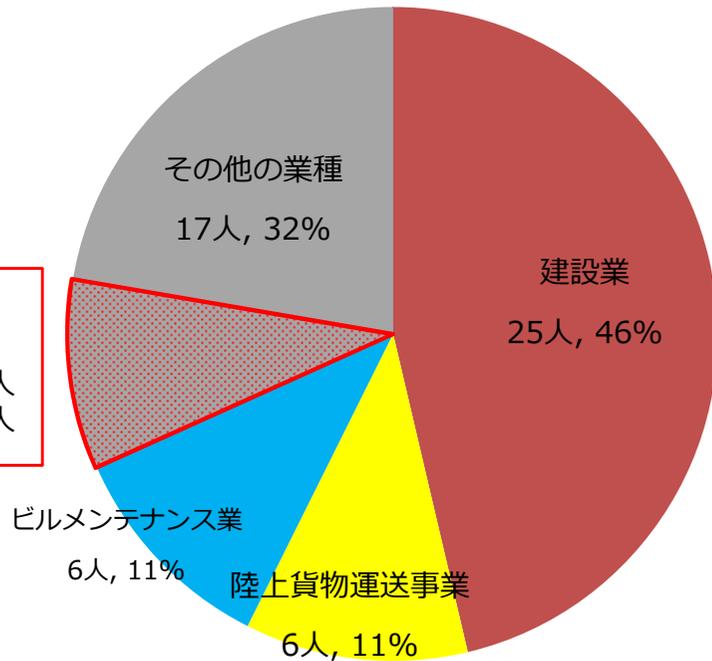
- 死亡災害については、2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- 死傷災害については、2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- 建設業については、死亡災害を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- 陸上貨物運送事業については、死傷災害を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- 第三次産業については、小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業対策を重点的に講じることにより、死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

業種別、災害の形態別の重点事項を設定することにより全災害のおよそ8割をカバー

【重点事項】

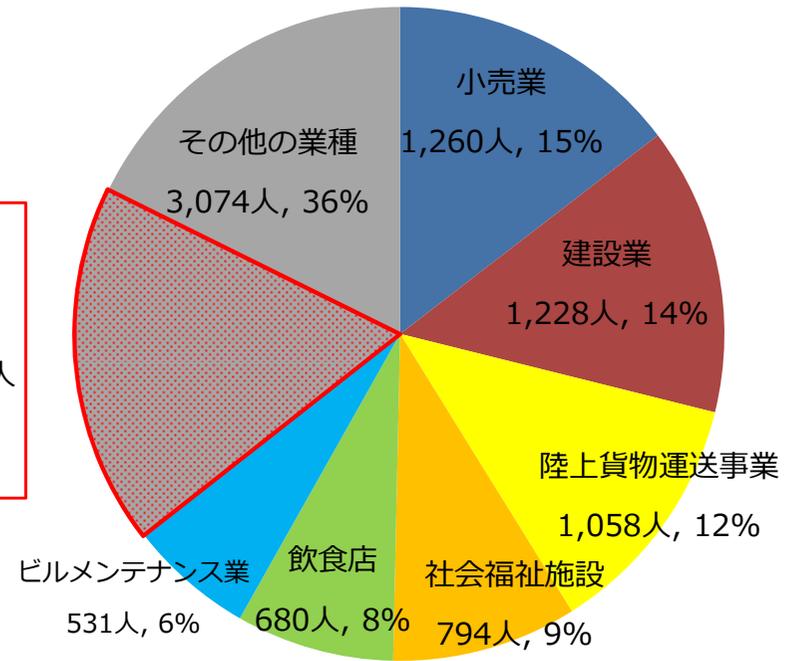
- 建設業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業を重点業種とする。
 - 災害の形態別では、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」、「交通事故」及び「機械災害」を重点事項とする。
- ※ 製造業の労働災害は、11次防中と比較して、死亡災害、死傷災害ともに20%減少しており、災害の形態別の対策を示す「機械災害」及び「転倒災害」で労働災害のおよそ半数を占めているため、業種別の具体的取組及び目標は設定しない。

業種別・死亡災害発生状況（平成29年）



その他の業種の死亡災害のうち、
・交通事故：3人
・機械災害：1人

業種別・死傷災害発生状況（平成29年）



その他の業種の死傷災害のうち、
・転倒：1,012人
・動作の反動・無理な動作：786人
・交通事故：616人
・機械災害：398人

4 職場におけるメンタルヘルス対策と職業性疾病対策等の推進

平成29年4月～30年1月末の実績

(1) ストレスチェック制度実施の指導

- 労働者数50人以上の事業場に対し、ストレスチェック制度を確実に実施させるため、検査結果報告書未提出事業場に対し督促、集団指導、個別指導、集団指導を実施。

(2) 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進

- 精神障害に係る労災支給決定があった事業場に対し、パワーハラスメント防止対策の啓発指導を含む指導を実施。

(3) 化学物質による健康障害防止のための指導

- 化学物質を取り扱うすべての事業場に対する計画的な監督指導・個別指導を実施。
- 法令を履行させるだけでなく、化学物質のリスクアセスメントの実施、ばく露防止措置を通じた自立的で実効ある化学物質管理を推進。

(4) 治療と仕事の両立支援

- 東京地域両立支援推進チームを設置し、7月に第1回目の会議を開催。
- 地域版リーフレットを事業者向け、労働者向け各5,000部作成
- 9月から10月にかけてセミナーを3回開催し、企業経営者や人事労務担当者、産業保健スタッフ等431名に対し、両立支援ガイドラインを周知し・企業の取組事例等を紹介した。
10月開催した産業保健フォーラムにおいて、両立支援に取り組む企業の事例の発表、東京地域両立支援推進チームの紹介等のパネル展示を行った。

平成30年度の取組

(1) ストレスチェック結果報告未提出事業場に対する指導

- ストレスチェック制度実施の徹底を図るため、結果報告未提出事業場に対する、集団指導、個別指導の実施。

(2) 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進

- 精神障害に係る労災支給決定があった事業場に対し、パワーハラスメント防止対策の啓発を含む、メンタルヘルス対策の取組等について指導を実施。
- 概ね3年程度の期間に、精神障害に係る労災支給決定事案を複数発生させた「企業の本社」に対し、パワーハラスメント防止対策の啓発を含む、全社的なメンタルヘルス対策の取組等について指導を実施。
このうち、労災支給決定事案に過労自殺(未遂を含む。)が含まれる場合、当該企業の本社を、法第79条に基づき「衛生管理特別指導事業場」に指定し、全社的な指導を実施。

(3) 化学物質による健康障害防止のための指導

- 自主点検結果を踏まえ策定した第2期計画の対象事業場に対する監督指導・個別指導を実施。

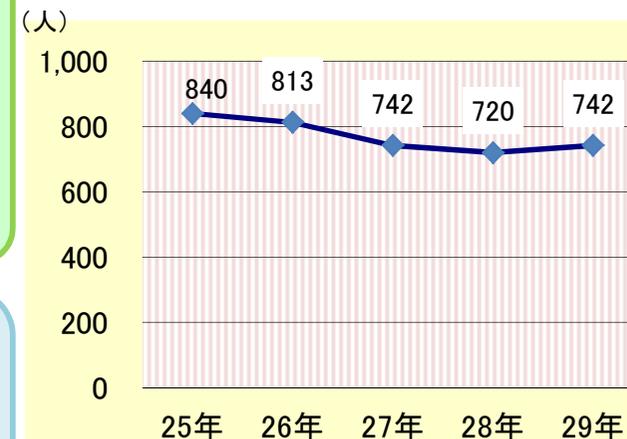
(4) 治療と仕事の両立支援

- 東京地域両立支援推進チームを通じて関係機関と連携し、働き方改革実行計画・ガイドラインの周知を図る
- 地域版リーフレットを(毎年見直)作成
- セミナーを開催
- 11月開催する産業保健フォーラムにおいて、両立支援に取り組む企業の事例を紹介、推進チームの紹介等のパネル展示を実施

○ ストレスチェック実施結果報告書の提出状況

提出率 86.8% (H30.1.25現在)

○ 業務上疾病の発生状況の推移



5 最低賃金制度、家内労働制度の適切な運営

(1) 東京都最低賃金(平成29年度改正)

- ① 時間額 958円(26円、2.79%の引上げ)
- ② 発効日 平成29年10月1日
- ③ 特定(産業別)最低賃金は今年度改正がなく、すべての業種に東京都最低賃金が適用

(2) (改正)最低賃金の周知・履行確保

- ① 平成29年度 東京都、各区市町村(63) 全広報誌掲載
- ② 東京都最低賃金 オリジナルリーフレットの作成と配布
最低賃金制度のポイントを裏面に記載

(3) 中小企業・小規模事業者への支援制度の周知

(4) 東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の改正審議

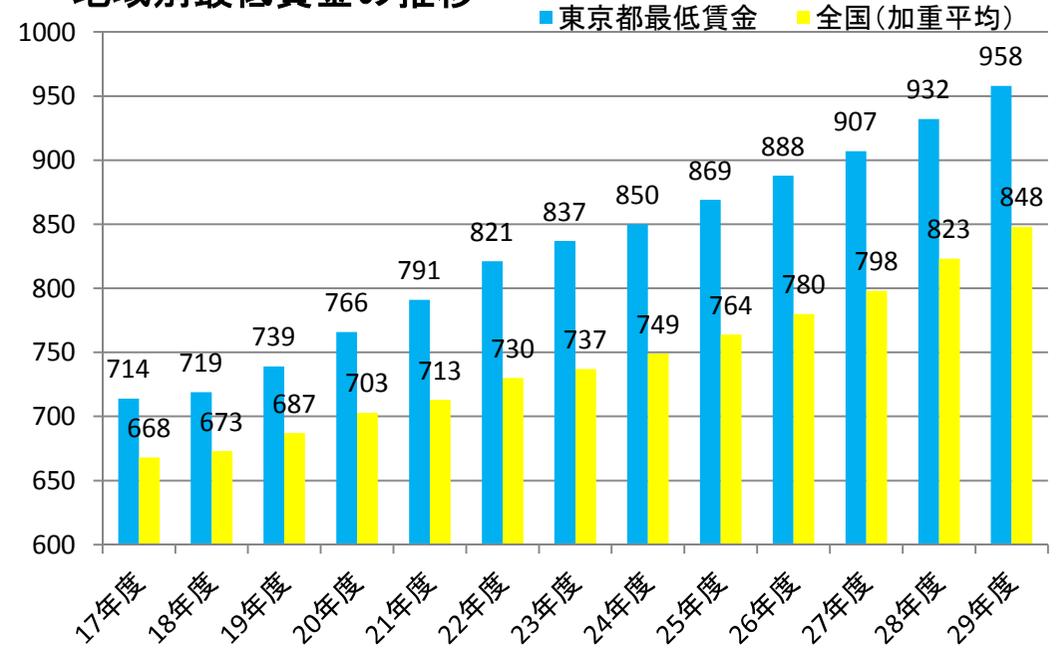
最低賃金履行確保重点監督実施結果 (平成30年1月末暫定値、カッコ内は前年同時期)

- 1 違反率 18.69%(19.42%)
- 2 最低賃金制度を知っている事業場の割合
全体 97.20%(98.44%)
違反事業場 92.50%(77.23%)
- 3 最低賃金額を知っている事業場の割合
全体 75.47%(77.23%)
違反事業場 36.25%(40.23%)
- 4 最低賃金未満理由
適用される最低賃金額を知らなかった 42.50%(52.87%)
最低賃金額は知っていたが改定をしていなかった 11.25%(18.39%)

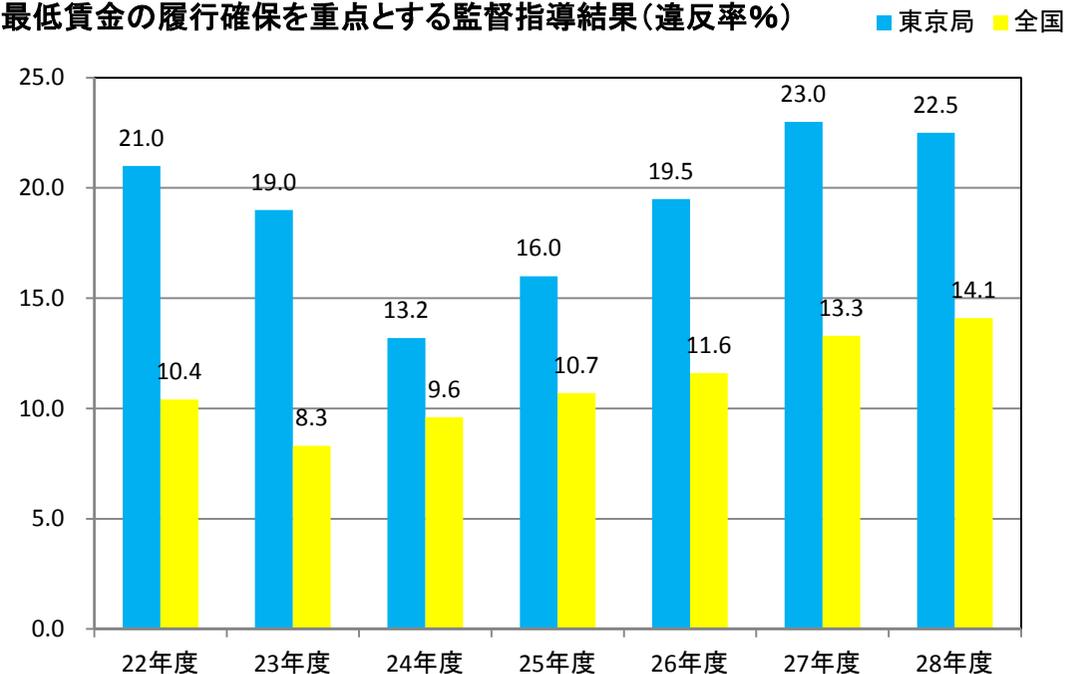
平成30年度の実施

- 1 東京都最低賃金、特定(産業別)最低賃金の円滑な審議
- 2 改正最低賃金の周知広報の効果的な実施と履行確保
- 3 中小企業・小規模事業者への支援制度の周知
- 4 東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正の円滑な審議

地域別最低賃金の推移



最低賃金の履行確保を重点とする監督指導結果(違反率%)



6 迅速・適正な労災補償の実施

(1) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求について、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準に基づいた適正な認定を実施。

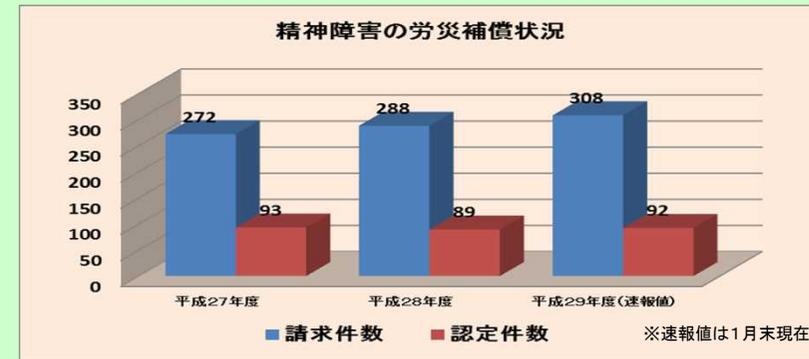
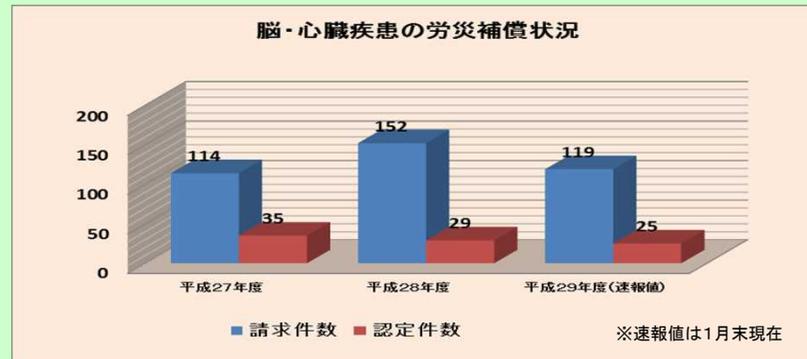
給付決定件数(平成29年4月～平成30年1月)

給付の種類	件数(件)	昨年同期比
療養(補償)給付	338,527	1.02%
休業(補償)給付	35,990	1.00%
障害(補償)給付 (注)	36,678	△0.97%
遺族(補償)給付 (注)	41,454	△0.99%

(注)年金給付含む

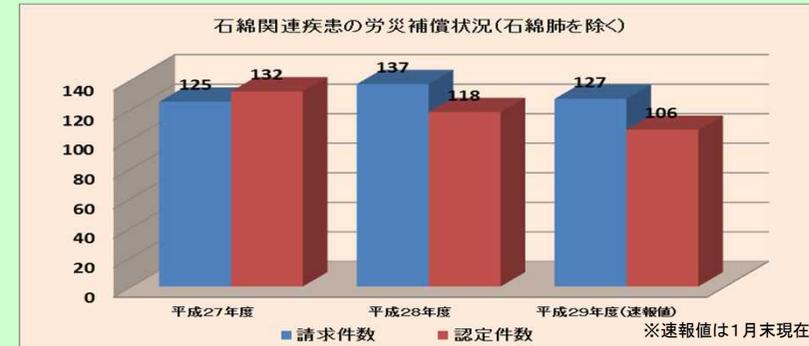
(2) 脳・心臓疾患事案及び精神障害事案に係る適正な処理

脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求事案については、各認定基準等を的確に運用し、調査完了時期を設定した上で、効率的・効果的な調査を実施。



(3) 石綿関連疾患の給付請求事案に係る的確な対応

- ・ 石綿ばく露作業従事歴などの効率的な調査を行い、認定基準に基づいて適正な決定を実施。
- ・ がん診療連携指定病院等(累計63医療機関)を訪問し、受診者に対する労災請求勧奨を依頼。
- ・ 認定事業場(石綿肺認定事業場を含む116事業場)に対して退職労働者等へ労災補償制度の周知等を文書で依頼。



平成30年度の取組

- 1 労災保険の各種保険給付請求について、迅速な事務処理を実施するとともに、認定基準に基づく適正な認定を実施する。
- 2 脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求事案について、関係部署との連携を図り効率的かつ効果的な調査を実施するとともに、認定基準に基づく的確な労災認定を実施する。

1. ハローワークのセーフティネットとしての機能強化

1 マッチング機能の更なる充実・強化

(1) 平成29年度(4月～1月)における職業紹介業務取扱状況

- ・就職件数は、104,396件(達成率98.6%)
- ・充足数は、139,991件(達成率98.7%)

(2) 求職者に対する就職支援の更なる強化

求職票の完全記入や相談記録の確実な入力等、常にマッチング場面を意識した基本業務の徹底を土台に、求職者支援の更なる強化に努めている。

具体的には、相談窓口において真にハローワークの支援が必要な求職者に対して、予約制・個別担当者制を積極的に活用するなどきめ細かな就職支援を実施している。

(3) 求人者に対する充足支援の更なる強化

求人者ニーズを的確に把握し、適合する求職者を探索するとともに、求人者に対し、求職者ニーズに係る情報を提供し、求職者が応募しやすい求人条件や求人票の記載内容に係る助言・援助を行うほか、雇用管理指導援助業務と連携し、充足に向けた支援を実施している。

また、求人部門と職業相談部門が連携して行う求人充足会議を実施し、マッチング精度の向上に取り組んでいる。

なお、求人が未充足の場合には、求人条件緩和指導をはじめ、求める人材像の明確化、企業や取扱商品などのアピールポイント等の補足情報を追加するなど、求人をリフレッシュさせて充足させることを意識したサービスを積極的に実施している。



平成30年度の取組

・年度目標の確実な達成

就職件数、充足数の年度目標の確実な達成に向け、積極的・能動的マッチングを始めとする各種取組みを着実に実施する。

・広域的な連携

求人の充足に向けて、都内17ハローワークの連携はもとより、他県ハローワークも含めた連携を推進する。

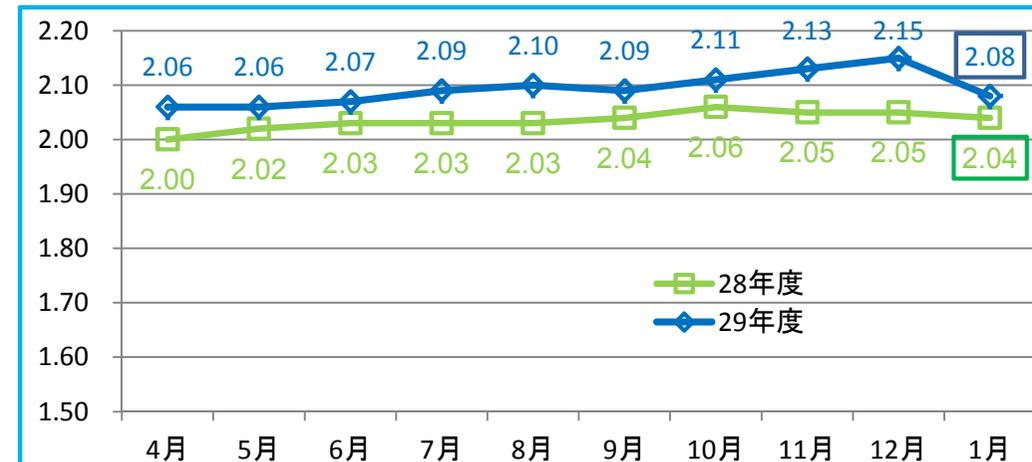
・雇用保険受給者等に対する早期再就職に向けた支援の徹底・強化

雇用保険受給者等に対し、受給資格決定時や初回認定時等の早い段階から求人票の提案を行う等、早期再就職に向けた支援を徹底、強化する。

平成29年度 職業紹介業務取扱状況(4月から1月)

	目標	実績値	達成率	前年同期	前年同期比
新規求職者数	373,011	383,594	102.8%	394,254	▲2.7%
紹介件数	835,750	793,913	95.0%	863,024	▲8.0%
就職件数	105,845	104,396	98.6%	109,718	▲4.9%
就職率(%)	28.4	27.2	▲1.2P	27.8	▲0.6P
新規求人数	1,275,214	1,274,705	100.0%	1,272,091	0.2%
充足数	141,829	139,991	98.7%	148,387	▲5.7%
充足率(%)	11.1	11.0	▲0.1P	11.7	▲0.7P

有効求人倍率の推移(各年4月から1月)



平成29年度 雇用保険受給者取扱状況(4月から1月)

	平成29年度	平成28年度	前年同期比
受給資格決定件数	105,438	108,818	▲ 3.1%
受給者実人員(月平均)	36,139	37,375	▲ 3.3%
再就職手当支給決定件数	31,025	30,879	0.5%
就職件数	26,427	28,482	▲ 7.2%
早期再就職件数(11月末現在)	31,294	30,802	1.6%

2. 最近の雇用失業情勢

【トピックス】

・平成30年1月の有効求人倍率(季節調整値)は2.08倍となり、前月より0.07ポイント低下した。4か月ぶりに前月を下回ったが、22か月連続の2倍台となった。

(有効求人倍率2倍台は昭和47年12月:2.05倍～昭和49年6月:2.04倍の19か月連続を越え過去最長)

最近の雇用失業情勢 (平成29年1月～平成30年1月)

【東京労働局職業安定部】

項目 年月	① 新規求職者数	② 新規求人数	③ 月間有効求職者数	④ 月間有効求人数	⑤ 新規求人倍率		⑥ 有効求人倍率		⑦ 就職件数	⑧ 充足数	全 国		南 関 東	
					全 国	東京都	全 国	東京都			⑨完全失業者数	⑩完全失業率	⑪完全失業者数	⑫完全失業率
平成26年度	45,027 (▲4.4)	116,323 (6.5)	203,187 (▲6.0)	327,227 (8.2)	1.69 (0.16p)	2.58 (0.26p)	1.11 (0.14p)	1.61 (0.21p)	12,412 (▲0.8)	16,541 (▲1.1)	233 (▲23)	3.5 (▲0.4p)	69 (▲10)	3.5 (▲0.6p)
平成27年度	41,900 (▲6.9)	122,846 (5.6)	192,451 (▲5.3)	348,899 (6.6)	1.86 (0.17p)	2.93 (0.35p)	1.23 (0.12p)	1.81 (0.20p)	11,899 (▲4.1)	15,854 (▲4.2)	218 (▲15)	3.3 (▲0.2p)	66 (▲3)	3.3 (▲0.2p)
平成28年度	39,728 (▲5.2)	128,909 (4.9)	181,407 (▲5.7)	369,664 (6.0)	2.08 (0.22p)	3.24 (0.31p)	1.39 (0.16p)	2.04 (0.23p)	10,916 (▲8.3)	14,880 (▲6.1)	203 (▲15)	3.0 (▲0.3p)	64 (▲2)	3.2 (▲0.1p)
平成29年1月	41,404 (2.7)	133,295 (2.3)	167,701 (▲3.2)	367,824 (4.2)	2.14 [-0.02p]	3.19 [-0.14p]	1.43 [0.00p]	2.04 [-0.01p]	9,277 (▲8.4)	12,095 (▲7.0)	197 (▲14)	3.0 [-0.1p]		
2月	40,147 (▲6.1)	139,032 (2.8)	172,694 (▲3.3)	379,720 (2.7)	2.13 [-0.01p]	3.25 [0.06p]	1.44 [0.01p]	2.04 [0.00p]	10,240 (▲5.3)	14,012 (▲3.6)	188 (▲25)	2.9 [-0.1p]	59 (▲7)	3.0 (▲0.3p)
3月	42,340 (▲0.9)	135,789 (3.1)	181,340 (▲3.1)	390,572 (2.5)	2.14 [0.01p]	3.27 [0.02p]	1.45 [0.01p]	2.06 [0.02p]	11,038 (▲7.7)	16,165 (▲6.4)	188 (▲28)	2.8 [-0.1p]		(全国 2.9 ▲0.3p)
4月	49,695 (▲2.2)	120,247 (▲2.6)	190,107 (▲2.9)	373,907 (1.0)	2.17 [0.03p]	3.13 [-0.14p]	1.47 [0.02p]	2.06 [0.00p]	11,766 (▲6.3)	15,895 (▲6.5)	197 (▲28)	2.8 [0.0p]		
5月	42,073 (0.2)	123,402 (1.5)	191,501 (▲1.4)	361,472 (0.3)	2.28 [0.11p]	3.40 [0.27p]	1.49 [0.02p]	2.06 [0.00p]	11,215 (▲4.5)	15,102 (▲5.0)	210 (▲7)	3.0 [0.2p]	63 (▲2)	3.1 (▲0.2p)
6月	39,800 (▲3.1)	134,555 (2.1)	187,379 (▲2.0)	364,071 (0.5)	2.24 [-0.04p]	3.36 [-0.04p]	1.50 [0.01p]	2.07 [0.01p]	11,296 (▲5.7)	15,314 (▲6.7)	192 (▲18)	2.8 [-0.2p]		(全国 3.0 ▲0.3p)
7月	36,102 (▲4.3)	121,267 (▲1.1)	180,780 (▲2.4)	362,236 (0.7)	2.26 [0.02p]	3.35 [-0.01p]	1.51 [0.01p]	2.09 [0.02p]	10,549 (▲6.0)	14,174 (▲6.7)	191 (▲12)	2.8 [0.0p]		
8月	37,638 (1.1)	126,509 (1.9)	178,493 (▲1.7)	365,826 (1.4)	2.22 [-0.04p]	3.24 [-0.11p]	1.52 [0.01p]	2.10 [0.01p]	9,985 (▲4.6)	13,489 (▲5.0)	189 (▲23)	2.8 [0.0p]	58 (▲3)	2.8 (▲0.3p)
9月	38,232 (▲3.7)	131,845 (▲2.5)	177,355 (▲1.8)	366,616 (▲0.2)	2.27 [0.05p]	3.30 [0.06p]	1.53 [0.01p]	2.09 [-0.01p]	10,708 (▲1.1)	14,379 (▲3.3)	190 (▲14)	2.8 [0.0p]		(全国 2.8 ▲0.3p)
10月	39,015 (▲4.0)	139,198 (5.1)	179,268 (▲1.6)	380,137 (1.2)	2.35 [0.08p]	3.52 [0.22p]	1.55 [0.02p]	2.11 [0.02p]	10,750 (▲4.6)	14,515 (▲3.4)	181 (▲14)	2.8 [0.0p]		
11月	34,019 (▲1.7)	125,903 (▲0.5)	173,389 (▲2.5)	378,566 (0.4)	2.34 [-0.01p]	3.37 [-0.15p]	1.56 [0.01p]	2.13 [0.02p]	10,043 (▲4.9)	13,424 (▲7.1)	178 (▲19)	2.7 [-0.1p]	56 (▲8)	2.8 (▲0.4p)
12月	28,689 (▲1.2)	126,626 (4.7)	162,518 (▲2.3)	375,245 (3.0)	2.38 [0.04p]	3.44 [0.07p]	1.59 [0.03p]	2.15 [0.02p]	9,334 (▲4.9)	12,508 (▲5.5)	174 (▲19)	2.7 [0.0p]		(全国 2.6 ▲0.3p)
平成30年1月	38,331 (▲7.4)	125,153 (▲6.1)	162,591 (▲3.0)	364,610 (▲0.9)	2.34 [-0.04p]	3.16 [-0.28p]	1.59 [0.00p]	2.08 [-0.07p]	8,750 (▲5.7)	11,191 (▲7.5)	159 (▲38)	2.4 [-0.3p]		4月27日 公表予定

注 1 ①②③④⑦⑧欄は、東京都の数値で原数値である。また、⑤⑥⑩欄の各月分は季節調整値であり、年度分及び年分は原数値である。(季節調整値は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)により、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。)

2 各欄の()内は、前年との比較(増減数・比率)であり、⑤⑥⑩欄の各月分の[]内は、前月との比較(比率)である。

3 新規・有効求人数、新規・有効求職者数、就職件数、充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値である。

4 ⑨⑫欄は、南関東〔東京、埼玉、千葉、神奈川〕及び全国の年・四半期の数値で原数値である。

5 ⑨～⑫欄の各月・四半期・年・年度の数値については、平成27年国勢調査結果を基準とする新基準で遡及集計した数値である。詳細については総務省統計局「労働力調査」を参照のこと。

6 年度の①②③④及び⑦⑧の数値は、平均値である。

3. 労働環境の整備・生産性の向上

1 非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善の推進

(1) 非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善

- ・東京労働局正社員転換・待遇改善実現本部」において策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン ～東京5か年計画～」に基づき実施している。
- ・非正規雇用労働者の企業内での正社員転換や人材育成、処遇改善などの取組を促進するため、定期的に事業主向け説明会を開催して、「キャリアアップ助成金」の積極的な活用を促進している。
- ・「トライアル雇用助成金」の活用を促し、フリーター、ニート等の正社員就職を促進。
- ・フリーター等の正社員就職のための支援拠点である、わかものハローワークにおいて、セミナー開催、求職者支援制度の活用等を通じて、一人一人のニーズに応じた支援を実施している。

(2) 雇用関係助成金の活用による企業の生産性向上

- ・平成29年度より一部を除く助成金において、生産性の向上を図る企業に対して助成の割増等を行う「生産性要件」を設定。地域の関係機関や事業主団体及び金融機関等と連携し、事業主に対して制度の積極的な活用を促し、企業の生産性向上の取り組みを支援している。

【平成29年4月から1月末までの正社員就職件数】

目標件数	実績	進捗率
50,012	46,563	93.1%

平成30年度の取組

・「正社員転換・待遇改善実現プラン ～東京5か年計画～」、「平成29年度東京都雇用対策協定に基づく事業計画」等に基づき積極的な業務を推進

【福祉・建設・警備・運輸等分野】

・都内6か所(渋谷・池袋・足立・木場・八王子・立川)に設置しているハートフルワークコーナーに加え墨田所に新たにコーナーを設け7か所体制としたうえ、コーナーの名称を「人材確保・就職支援コーナー」に改称し、福祉分野のほか、建設・警備・運輸等分野を加え人材不足分野における総合的な人材確保対策を行う予定としている。

具体的には、

- ・求職者に対するきめ細やかな職業相談、求人充足に向けたコンサルティング支援
- ・関係機関・業界団体等と連携した雇用管理改善支援のほか、各種情報の発信、見学会・面接会・セミナー等を実施
- ・自治体や関係機関等による協議会等の会議体への参画と各機関が実施する施策や問題意識等の共有
- ・労働局・ハローワークと自治体や関係機関等との連携による潜在求職者等の掘り出し

などを行う。

2 人手不足分野などにおける人材確保等の総合的な推進

(1) 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進

- ・建設労働者確保育成助成金の助成対象メニューの拡充内容等の周知や制度の活用促進を図るとともに、人材確保のための雇用管理改善促進事業(啓発実践コース)の実施による建設分野の雇用管理改善を引き続き推進。
- ・介護分野では、「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業(東京都)」を実施し推進していくとともに、その成果を踏まえつつ、求人受理や求人充足サービス等のあらゆる機会を活用し事業主自身の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進。

(2) 福祉分野(介護、医療、保育職種)

- ・福祉分野の専門窓口「ハートフルワークコーナー」を都内6か所に設置し、担当制によるきめ細やかな職業相談・紹介、求人票だけでは分からない情報(施設等の画像情報、経営理念、入職後のキャリアパス、働く人の声など)の提供によるマッチング強化。
- ・潜在的有資格者を把握し積極的な求人情報等の提供や新規求人をターゲットとした事業所の見学と面接をセットにした「ツアー型面接会」を実施。
- ・東京都ナースプラザとの連携による求職・求人情報の共有化、東京都福祉人材センターとの連携による求職情報の共有化事業を実施。
- ・東京都及び関係機関との連携によるセミナーや面接会などのイベント情報の発信。

(3) 建設分野

- ・建設関係職種の未充足求人等のフォローアップや就職面接会の開催等によるマッチング支援、未経験者向けの企業説明会や現場見学会の開催。
- ・魅力ある職場づくりのための建設事業主向けセミナーの開催等「建設人材確保プロジェクト」を積極的に推進。
- ・(一社)東京建設業協会をはじめとした建設業団体との連携による周知啓発
- ・「建設労働者確保育成助成金」等関連助成金制度の周知

4. 地方創生の推進

1 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進

(1) 雇用対策協定等の推進

東京都雇用対策協定に基づき、非正規雇用労働者の増加や福祉分野の人材不足などの地域の課題に対し、機動的かつ総合的な雇用対策を実施。また、対策を展開するに当たっては、東京都と連携・協力した取組の推進に加え、区市町村が実施する福祉・雇用施策等との密接な連携を図っている。

(2) 地方公共団体とハローワークの一体的実施事業の推進

区市町村からの提案をもとに、ハローワークが行う無料職業紹介等と区市町村が行う業務を協定に基づき一体的に実施することで、地域の求職者の利便性の向上と就職促進を図っている。

(3) 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者等を含めた生活困窮者の就労支援の充実・強化を図るため、各ハローワーク等に就職支援ナビゲーターを配置し、担当制による個別支援等を実施するほか、定期的な巡回相談の実施等により福祉事務所等へ早期にアプローチする取組みや労働局と地方公共団体との雇用対策協定による地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置を拡大する。さらに、「生活困窮者自立支援法」に基づく支援対象者に対する相談支援を実施する相談機関との連携を更に深め、早期就労に向けたきめ細かい相談支援サービスを実施している。

(4) ふるさとハローワークにおける地方自治体と連携した職業相談・職業紹介(5区10市1町16箇所で開催)

ハローワークが原則として設置されていない地域において、当該区市町村と連携して設置・運営する「ふるさとハローワーク」を通じ、地域住民の利便性の向上と一層の就職促進に努めるとともに、区市町村と連携した就職面接会等の積極的開催等を通じ、緊密な信頼関係の構築に努めている。

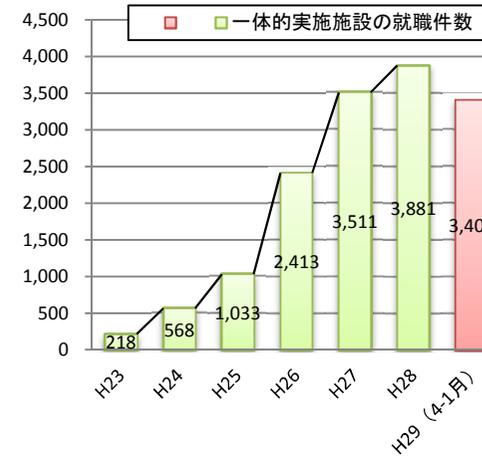
(5) 地方公共団体との協議・意見交換

地域雇用問題連絡会議(23区26市1町と42回開催)
ハローワーク・監督署と区市町村との雇用問題連絡会議を開催し、国の雇用対策及びハローワークの事業等について十分な説明を行い、理解を得るとともに、各地域における労働行政に対するニーズを把握し、区市町村と連携しつつ実施する各種事業等を通して行政サービスの向上を図っている。

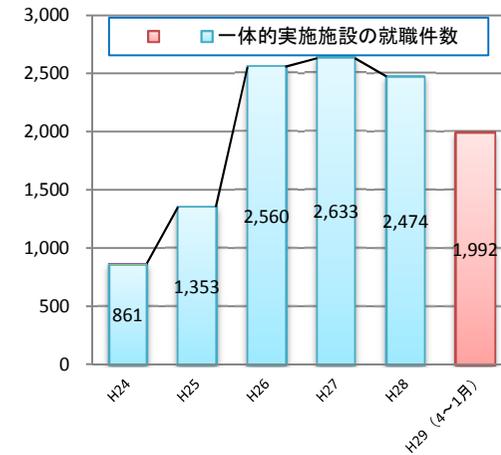
平成30年度の取組

- ・東京都雇用対策協定に基づく事業計画を実施。
- ・ハローワークの職業紹介と地方公共団体の相談業務等を1か所で行う「利用者の視点に立ったの一体的実施」を継続的に展開。
- ・地域の利便性向上を図るふるさとハローワークの運営

一体的実施事業取扱状況



生活保護受給者等を対象とした一体的実施施設の就職数の推移(全22カ所)



一般求職者を対象とした一体的実施施設の就職数の推移(全3カ所)

生活保護受給者等就労自立促進事業取扱状況(4月から1月)

目標数	実績値	達成率
6,255	6,556	104.8%

ふるさとハローワーク取扱状況:就職件数(4月から1月)

目標数	実績値	達成率
10,203	10,343	101.4%

5. 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

1 女性の活躍促進・ひとり親に対する就業対策の推進

(1) 女性のライフステージに対応した活躍支援

・ハローワーク品川にマザーズコーナーを新たに設置し、就職支援サービスを推進。

・マザーズハローワーク・コーナーにおける担当者制によるきめ細やかな職業相談を行うなかで、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、早期就職を目指した就職支援を実施。

また、仕事と子育ての両立しやすい求人の充実・確保など、求職者ニーズに応じた求人確保に努めている。

【平成29年度4～1月の取組状況】 ※ 担当者制による支援状況

対象者 目標数	実績	進捗率	就職 目標数	実績	進捗率
4,207	4,791	113.9%	3,733	4,493	120.4%

(2) 母子家庭の母等の雇用対策の推進

地方公共団体やNPO法人等との連携により、マザーズハローワークにおける支援内容等の情報発信や支援を必要とする者の把握に努めている。

また、各自治体のひとり親を支援する担当部署や生活保護や児童扶養手当の担当部署等と連携のもと、マザーズハローワークの支援内容等を説明のうえ、マザーズハローワークにおける支援が効果的であると思われる者について、担当者制による支援等により就職支援を実施している。

【平成29年度4～1月の取組状況】 ※ 母子家庭の母等ひとり親等の就職状況

新規求職者数	就職件数	就職率
10,421	3,439	33.0%

※ 記載の数字は29年度 1月累計

平成30年度の取組

- ・マザーズハローワークにおいては、より一層の利用者拡大を図るため、積極的な取材受入れによるメディア利用やSNSを活用するなど、周知・広報を更に推進する。
- ・引き続き、求職者ニーズに応じたきめ細やかな職業相談の実施、仕事と子育ての両立しやすい求人の充実・確保、託児付きセミナーの実施、区市町村と連携した出張セミナー及び保育関連情報提供の充実等を図る。
- ・東京都が主催する女性の就業拡大イベントと併せ、仕事と子育て両立支援合同就職面接会を共催し、子育て中の女性やひとり親等に求人事業主との面接機会の提供と就職促進を図る。

2 若者の活躍促進

(1) 新規学校卒業予定者、未就職卒業者に対する就職支援等

ア 新規高等学校卒業予定者に対する就職支援の強化

各ハローワークでは、管内の高校等と連携し、就職準備相談、模擬面接、事業所見学への同行等の就職支援を実施。

【平成29年9月末現在】

	① 卒業 予定者数	② 求職者数	③ ②のうち 就職 決定者数	④ 求人数	⑤ 求人倍率(倍) (④/②)	⑥ 就職内定率(% (③/②))
30年3月卒	109,055	6,327	3,369	44,803	7.08	53.2%
前年比	▲0.4%	▲2.0%	4.5%	9.8%	0.76P	3.3P

イ 新規大学等卒業予定者に対する就職支援の強化

東京及び八王子新卒応援ハローワークの2つの拠点において、新卒応援ハローワークの学卒ジョブサポーター等が年度の早い段階から計画的に大学のキャリアセンター等を訪問し、支援ニーズを的確に把握し就職支援やセミナー等を実施。

また、東京都との連携による合同就職面接会を実施し、学生等に中小企業を中心とした求人事業主との面接機会の提供と就職促進を図っている。

平成30年度の取組

・未内定学生・生徒への就職支援

学校と連携し、早期に内定が得られるよう「ひとりにしない」「あきらめさせない」支援を行う。

・若者雇用促進法の周知

青少年雇用情報の提供制度、学卒求人不受理制度について、事業所、学校等への周知、啓発をあらゆる機会を捉えて行う。

・労働法制の知識の付与

職業生活に必要な労働法制の基礎的知識の重要性について、中学校・高等学校等に対し、積極的に周知、啓発を行い、学校の要望により講師派遣を行う。

(2)若年者雇用対策の推進

ア わかものハローワーク等による就職支援

不安定就労期間の長期化や職業知識・経験等の不足により、就職活動に課題や不安を抱える若者については、「都内わかものハローワーク(渋谷・新宿・日暮里)」及び各ハローワークに設置する「わかもの支援窓口」において、個別担当者制による対象者一人ひとりの態様に応じたきめ細かな就職支援を実施している。

イ 職業能力開発施策の効果的活用

職業能力形成機会が不足している若年者については、その特性に配慮した各種職業訓練等の情報提供及び適切な受講あっせんを行うことで早期就職の実現に向けた支援を実施している。

ウ 「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化

フリーター等の就職支援に当たっては、若者ステップアッププログラムに基づき、セミナー・ジョブクラブ・書類作成・面接対策など各種の就職支援メニューを適宜組み合わせ、支援対象者個々の課題に応じた柔軟な対応による職業相談・職業紹介を実施している。

また、就職面接会・定着支援セミナー等の実施による正社員就職機会の提供、就職後の職場定着支援を実施している。

【都内わかものハローワークでの就職支援状況(4月～1月)】

新規求職者	紹介数	HW紹介就職数
11,812	29,470	3,135

【フリーター等の就職状況(4月～12月)】

目標数	実績	達成率
25,791	21,718	84.2%



平成30年度の取組

○就職氷河期に就職時期を迎えた35～44歳のフリーターと同じ属性の者が近年60万人前後で高止まりしていることから、特定求職者雇用開発助成金(長開コース)の利用促進や民間委託で実施している「短期・集中的なセミナー」への誘導、その他引き続き就職支援ナビゲーターによる個別支援を行う。

また、フリーター等の正社員転換等に係る意識啓発を図るとともに、若者の正社員就職の実現を推進するため、11月及び2月に「若者正社員就職応援キャンペーン」期間を設定し、都内わかものハローワーク及びわかもの支援窓口を中心に集中的な若者向け面接会・セミナー等を計画し実施することで正社員就職の促進強化を図る。

○都内わかものハローワークにおけるSNS(LINE@・Facebook等)を活用した情報発信及びホームページ掲載内容の充実強化を図る。また、自治体・関係機関等に対する周知広報の協力依頼を改めて実施するほか、若者に対する周知効果が高い新たな媒体等を活用した施設及び支援内容の周知広報の強化に取り組む。

マザーズハローワーク

- 予約担当者制によるきめ細やかな就職支援
- 仕事と子育てが両立しやすい求人確保と事業所情報の収集・提供
- 託児付きセミナー・パソコン講習の開催
- 自治体等との連携による保育サービス関連情報の提供



所名	設置施設(マザーズ)
渋谷	マザーズハローワーク東京
足立	マザーズハローワーク日暮里
立川	マザーズハローワーク立川
品川	マザーズコーナー
大森	マザーズコーナー
池袋	マザーズコーナー
木場	マザーズコーナー
八王子	マザーズコーナー
町田	マザーズコーナー
府中	マザーズコーナー

新卒応援ハローワーク

- 予約担当者制による職業相談・紹介
- 本番さながらの模擬面接の実施
- 求人閲覧、企業情報収集、内定者の就活報告等の各コーナー設置
- 自己理解・応募書類作成・面接対策・ビジネスマナー・グループディスカッション等の各種セミナー開催
- 合同就職面接会、合同会社説明会の開催等
- LINE@、Twitterでの情報発信



所名	設置施設
新宿	東京新卒応援ハローワーク
八王子	八王子新卒応援ハローワーク

わかものハローワーク

- 個別担当者制による職業相談・紹介
- 自己理解・応募書類作成・面接対策・ビジネスマナー・コミュニケーション等の各種セミナー開催
- 求人閲覧、適職診断、応募書類作成、企業情報収集等の各コーナー設置
- 3夜連続面接会、ミニ就職面接会の開催等
- LINE@、Facebookでの情報発信



所名	設置施設
渋谷	東京わかものハローワーク
新宿	新宿わかものハローワーク
足立	日暮里わかものハローワーク

3 高齢者雇用対策の推進

生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就労促進

(1) 高齢者雇用確保措置未実施企業に対する指導・助言【平成29年6月1日現在】

確保措置実施企業割合は99.7%(前年比0.2P増加)

(2) 年齢にかかわらず働くことができる企業等の普及【平成29年6月1日現在】

希望者全員が65歳まで働ける企業の割合は70.9%(同2.0P増加)

(3) 高齢者の再就職の援助・促進【平成29年4月～平成30年1月(60歳以上)】

新規求職者 70,528 (前年同期比2.5%増加)

紹介件数 123,867 (同2.0%増加)

就職件数 20,621 20,378(同1.2%増加)

(4) 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

地域の実情に応じた就業機会を確保するため、シルバー人材センター連合と連携した周知啓発を実施

平成30年度の取組

- ・「ニッポン一億総活躍プラン」や「働き方改革実行計画」に基づき、65歳以上の定年引上げや66歳以降の継続雇用延長を行う企業等に対する支援を実施し、働きかけを行う。
- ・高齢者求職者に対する就職支援強化のため、生涯現役支援窓口の拡充を図る。

4 障害者、難病、がん患者等の活躍促進

(1) 改正障害者雇用促進法の円滑な施行のための取り組みの推進

「障害者差別禁止・合理的配慮提供義務」の履行確保のため、確実な助言・指導と周知啓発を実施

(2) 障害者雇用状況【平成29年6月1日現在】

① 民間企業における実雇用率は1.88%(前年比0.04P増加)

② 法定雇用率達成企業割合34.1%(同0.9P増加)

(3) 障害者の雇用機会の拡大【平成29年4月～平成30年1月】

① 障害者職業紹介状況

・新規求職者 17,458(前年同期比5.0%増加)

・就職件数 5,890(同2.3%増加)

② ハローワークを中心とした「チーム支援」を活用した雇用機会の拡大

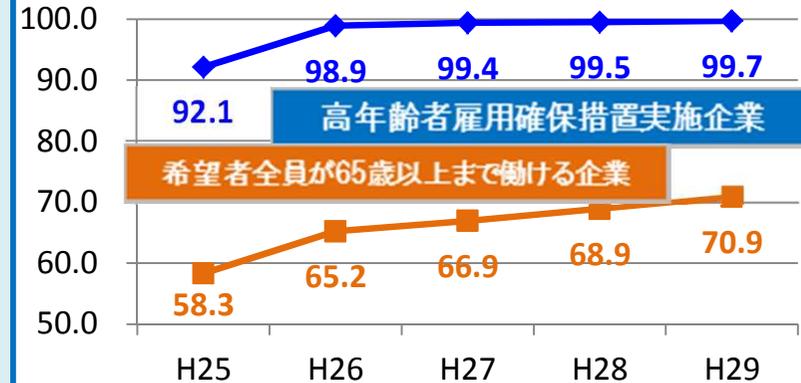
・対象者数 7,697(同2.1%増加)

・就職件数 2,533(同1.5%減少)

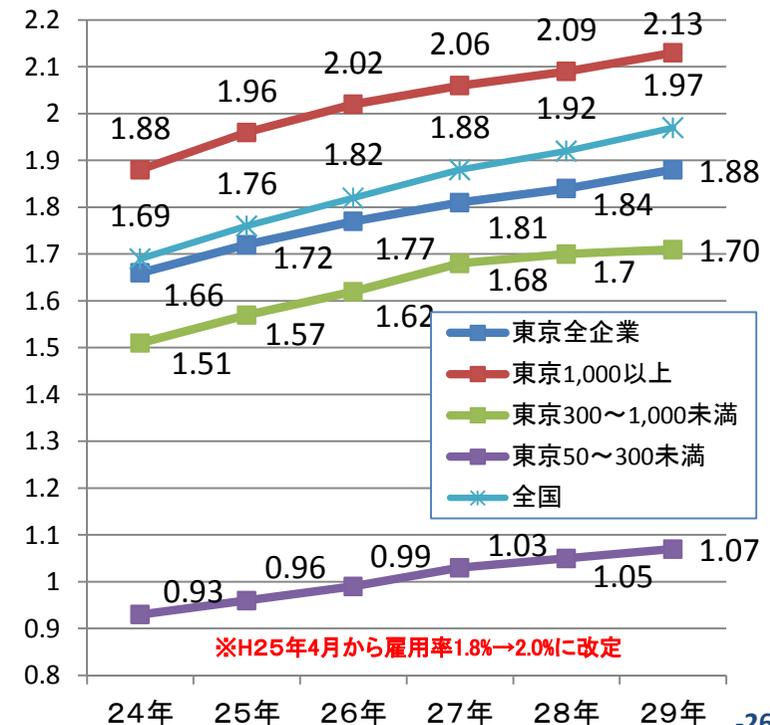
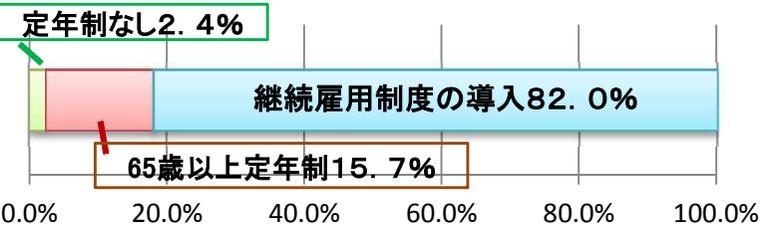
平成30年度の取組

- ・平成30年4月の法定雇用率引き上げにより、雇用率未達成となる可能性の高い企業に対する計画的な企業指導に取り組む。
- ・精神、発達障害者等の雇用促進及び職場定着を図るため「障害者雇用支援セミナー」及び「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催する。

雇用確保措置実施企業割合の推移(31人以上企業)



雇用確保措置の内訳



5 外国人雇用対策の推進

(1) 留学生の国内就職支援の強化

東京外国人雇用サービスセンターを中心に、東京新卒応援ハローワーク及び大学等との連携の下、日本国内で就職を希望する外国人留学生に対し、積極的な職業相談・職業紹介を実施。また、留学生を対象とした就職面接会を開催したほか、大学等への出張ガイダンスやインターンシップの実施等により、日本国内での就職を希望する留学生を支援している。

(2) 専門的・技術的分野の外国人の就業推進

東京外国人雇用サービスセンターにおいて、個々の外国人求職者が持つ能力等を十分把握し、ハローワークのネットワークを最大限活用した求人情報の提供、職業紹介に努めている。

(3) 定住外国人の就業推進

新宿外国人雇用支援・指導センターを始め、各ハローワークにおけるきめ細かい職業相談等により就職を支援。また、外国人労働者に対する適切な雇用管理が期待できる求人積極的に開拓している。

(4) 外国人労働者の就業改善の推進

雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出の履行徹底を図るとともに、外国人労働者専門官を中心に、外国人指針に基づく事業主計画を計画的・機動的に実施。

また、外国人労働者問題啓発月間(6月)においては、関係機関と連携の上、周知・啓発活動を集中的に行った。



平成30年度の取組

- ・平成30年度 第1回外国人留学生就職面接会(7月5日開催予定)
参加企業約100社
- ・平成30年度 第2回外国人留学生就職面接会(10月開催予定)
3日間連続 参加企業 約45社

東京外国人雇用サービスセンター 業務取扱状況(4月～1月)

就職目標数	実績値	達成率
315	417	132.4%

新宿外国人雇用支援・指導サービスセンター 業務取扱状況(4月～1月)

就職目標数	実績値	達成率
1,605	1,839	114.6%

外国人雇用にかかる主な取組

■外国人労働者雇用管理セミナー

外国人材の活用促進を図るとともに、東京入国管理局・労働基準監督署とも連携の上、外国人労働者の雇用管理改善に関する啓発、情報提供を行った。

6月28日 日本教育会館にて開催:参加人数566人

■外国人留学生就職面接会

卒業後に日本での就職を希望する外国人留学生及び概ね卒業後3年以内の者を対象に開催

《第1回開催 7月5日:新宿NSイベントホール》

参加企業数110社 参加求職者数1,535人

《第2回開催 10月16～18日:新卒応援ハローワーク》

参加企業数 66社 参加者求職者数1,653人 (3日間合計)

《第3回開催 1月24～26日:新卒応援ハローワーク》

参加企業数 45社 参加者求職者数656人 (3日間合計)

6. 職業訓練の効果的な活用による就職支援

(1) 地域における職業訓練ニーズを踏まえた適切な訓練計画の策定

東京都及び独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部と緊密な連携を図り、地域の求人・求職者ニーズを踏まえた公的職業訓練の一体的訓練計画を策定。

(2) 公的職業訓練、求職者支援訓練による能力開発及び就職支援

ハローワーク未利用者層の取込と、職業相談の過程で、職業訓練による安定した就職への可能性が高まる者を主体的に誘導し、職業訓練窓口でキャリア・コンサルティングを行い適切な職業訓練に受講あつせんする。

このため、公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」と、広報に用いる統一的なロゴマーク「ハロトレくん」及び当局独自のキャラクターの活用により、東京都や関係機関と連携の上、効果的な周知・広報を積極的に実施し、公的職業訓練の認知度向上及び更なる活用を促進している。

また、職業訓練を必要とする求職者の利用が多いと見込まれる「わかものハローワーク」「マザーズハローワーク」においても、訓練の情報提供と職業訓練への確実な誘導を実施している。

訓練受講者に対しては、訓練中から修了後まで個別担当制による提案型職業紹介を徹底したほか、訓練受講生が応募可能な求人の確保に努めている。

平成30年度の取組

【東京都雇用対策協定に基づく取組み】

- ①地域の人材育成ニーズを効率的かつ的確に把握し、訓練計画の策定等に活用するため、東京都と連携し、企業等への調査を実施する。
- ②公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ、ロゴマーク及び局独自のキャラクターを活用し、ハロートレーニング(公的職業訓練)の認知度向上及び更なる活用促進を図る。
- ③公共職業訓練(施設内訓練)修了者の未就職者情報の共有化を図り、訓練受講中からハローワークの支援に繋げる取組みを実施する。
- ④公共職業訓練(委託訓練)受講生すべてを訓練最終月に設定されている「就職活動日」にハローワークへ誘導し、マッチング支援に効果的に繋げる取組みを実施する。
- ⑤就職支援については、③、④の取組み等を基にミニ面接会、ツアー面接会等を各ハローワークで定期開催することにより、紹介就職の実績向上に努める。

訓練上限数(計画数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年比
公共訓練(施設内訓練)	4,815人	4,745人	4,620人	▲2.6
公共訓練(国委託訓練)	8,050人	7,820人	7,792人	▲0.4
公共訓練(都委託訓練)	1,765人	1,910人	1,920人	+0.5
求職者支援訓練	9,540人	10,340人	7,900人	▲23.6

平成29年度の就職率

- 公共職業訓練 施設内 81.3%(目標80%) 委託52.6%(目標75%)
- 求職者支援訓練 基礎 53.2%(目標55%) 実践62.3%(目標60%)

※公共職業訓練の就職率は、直近(平成30年1月末現在)のデータであり確定値でない。
 ※求職者支援訓練の就職率は、平成28年度実績の確定値である。

公的職業訓練における受講申込状況

	公共職業訓練	求職者支援訓練	合計
平成28年度(4月～1月)	11,547	3,747	15,294
平成29年度(4月～1月)	11,425	3,583	15,008
対前年同月比	▲1.1	▲4.4	▲1.9

職業訓練制度に係るセミナー開催状況

(1月末現在)

	開催回数(回)	参加者(名)
職業訓練セミナー	171	4,056

職業訓練を通じた新たな就職支援の実施

(1月末現在)

	実施回数(回)	企業数(社)	参加人数(名)
ツアー型面接会	11	12	158
ミニ面接会(会社説明会含む)	22	112	480

7. 計画目標数を定めた業務展開の推進

全ハローワークで共通する評価 (全所必須指標)

(1) 主要指標による評価

ハローワークのマッチング機能に関する業務のうち、特に中核業務の成果を測定する指標に基づく評価(③は29年11月実績)

主要指標	29年度 目標数	実績値	進捗 割合
①就職件数(常用)	114,300件	94,342件	82.5%
②求人充足数 (常用)	152,000件	123,851件	81.5%
③雇用保険受給者の 早期再就職件数	43,000件	31,294件	72.8%

(2) 補助指標による評価

ハローワークのマッチング機能に関する業務の質を測定する指標に基づく評価

補助指標	29年度 目標数	実績値	取組 結果
①ハローワークの利用者に対するアンケート調査の満足度(求人者向け)	90%	54.8%	▲35.2P
②ハローワークの利用者に対するアンケート調査の満足度(求職者向け)	90%	74.7%	▲15.3P
③求人に対する紹介率	23.5%	21.7%	▲1.8P
④求職者に対する紹介率	19.4%	17.6%	▲1.8P

ハローワークごとの重点的な取組の評価 (所重点指標・所重点項目)

(3) 所重点指標による評価

ハローワークのマッチング機能に関する重要業務のうち、地域の雇用に関する課題等を踏まえ、ハローワークごとに重点として取り組む業務に関する指標に基づく評価(④は29年12月実績)

所重点指標	29年度 目標数	実績値	進捗 割合
①生活保護受給者等の就職件数	7,462件	6,556件	87.9%
②障害者の就職件数	6,495件	6,028件	92.8%
③学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数	20,805件	19,425件	93.4%
④ハローワークの職業紹介により、正規雇用に結び付いたフリーター等の件数	33,940件	21,718件	64.0%
⑤マザーズハローワーク事業における就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	89.1%	取組結果 93.8%	4.7P
⑥正社員求人数	731,157人	582,494人	79.7%
⑦正社員就職件数	60,030件	46,563件	77.6%
⑧介護・看護・保育分野の就職件数	12,300件	9,584件	77.9%
⑨建設分野の就職件数	3,489件	2,884件	82.7%
⑩生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	1,046件	1,064件	101.7%

(4) 所重点項目に対する評価

中長期的なマッチング機能向上のための、職員の資質向上の取組や継続的な業務改善の取組等の実施状況の評価

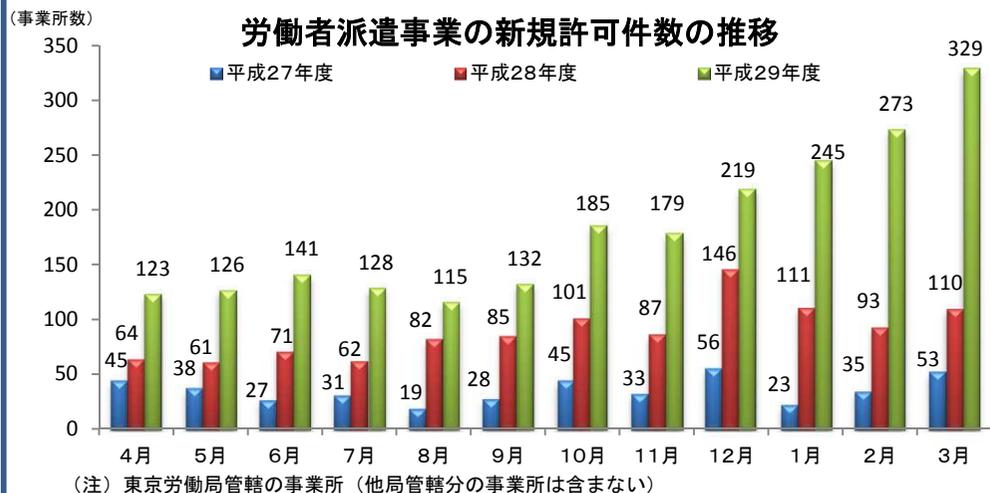
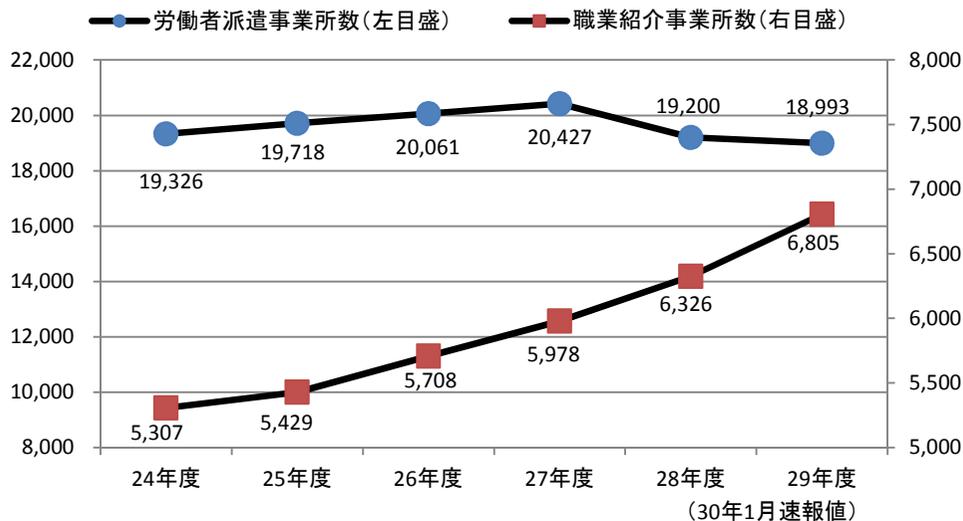
- ・ 職員による事業所訪問の実施
- ・ 求職者担当制の実施
- ・ 職員による計画的なキャリア・コンサルティング研修の受講
- ・ 求人に対する担当制の実施 など

※主要指標、補助指標、所重点事項については、30年1月実績分を記載(雇用保険受給者の早期再就職件数については、平成29年11月分までを記載、ハローワークの職業紹介により、正規おように結び付いたフリーター等の件数については、平成29年12月分までを記載)

1. 民間人材ビジネスの動向

- (旧)特定労働者派遣事業からの許可制への移行申請が増加し、平成29年度新規許可件数は2,195件(前年度比204.6%)。管内に約11,600事業所の(旧)特定労働者派遣事業所が存在し、経過措置終了(H30.9.29)までに、円滑に許可制に移行するために事業主への働きかけを実施中。
- 職業紹介事業所は増加傾向で推移。

許可・届出の状況(東京局管内)



2. 法制度の周知・広報

集団指導(平成29年4月～平成30年1月実績)

対象	開催回数	出席人員
派遣元事業主	70	5,483
派遣先事業主	8	545
職業紹介事業主	40	2,033
労働者	4	118
関係団体等	14	724
計	136	8,903

改正職業安定法(平成30年1月1日施行)の周知・広報

- 説明会の開催(延べ8回・3,504人参加)
- 平成29年10月24日(AM/PM)(999人参加) 日本教育会館(千代田区)
 - 同年11月10日(AM/PM)(360人参加) たましんRISURUホール(立川市)
 - 同年11月15・16日(AM/PM)(2,145人参加) メルパルクホール(港区)

3. 民間人材ビジネスに対する指導監督の実施状況

個別指導監督(平成29年4月～平成30年1月実績)

	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	実績	前年同期比	実績	前年同期比
実施事業所数	1,965	19.7%	422	▲31.6%
是正指導率	39.5%	▲3.4P	35.1%	19.9P

行政処分の実施状況

- 7/18 派遣事業改善命令(多重派遣) 2社
- 7/18 派遣事業停止命令(多重派遣) 1社
- 7/18 派遣事業改善命令(多重派遣) 1社
- 12/6 「関係派遣先派遣割合報告」未提出企業の許可取消1社、廃止事業所49社
- 2/13 「職業紹介事業報告」未提出企業の業務停止命令・業務改善命令
有料職業紹介事業者11社、無料職業紹介事業者5社
- 2/22 「関係派遣先派遣割合報告」未提出企業の廃止事業所16社

4. 申告・相談への対応状況

申告・相談への迅速・適切な対応(平成29年4月～平成30年1月実績)

- (1) 申告受理 15件(前年同期 8件)
- (2) 苦情・相談の状況

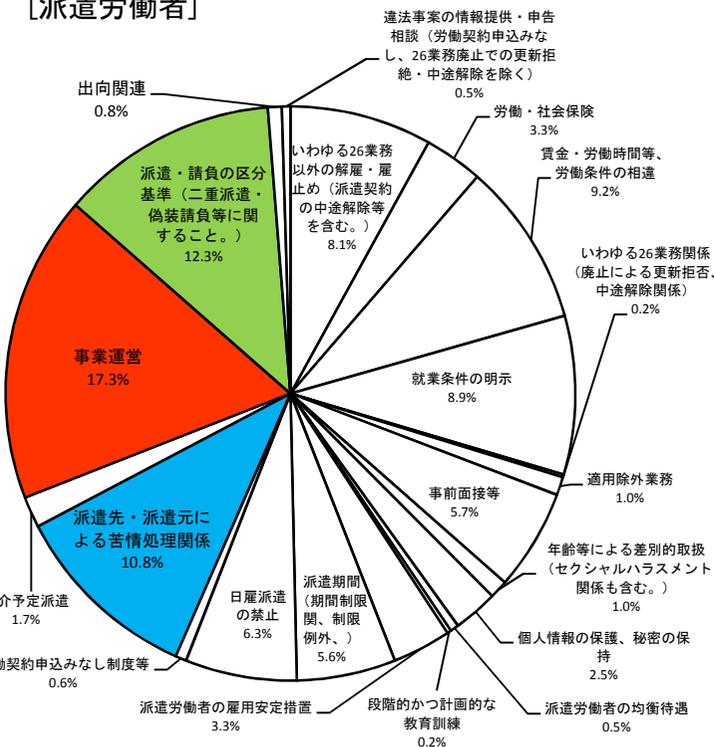
①労働者派遣事業

	件数	前年同期比
計	97,922	8.0%
派遣労働者	1,548	2.4%
派遣元事業主	91,897	8.1%
派遣先	3,453	5.9%
その他	1,024	22.3%

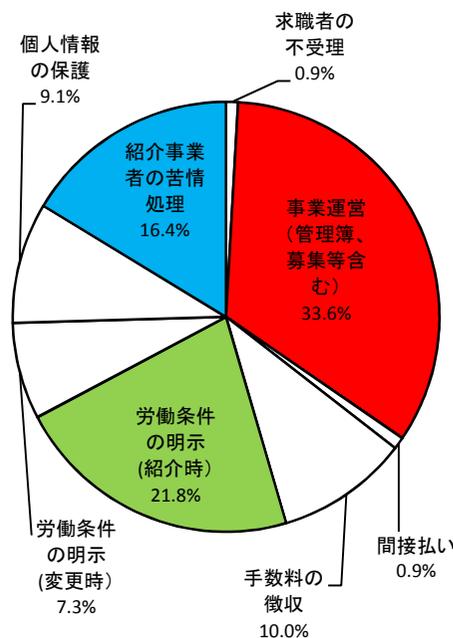
②職業紹介事業

	件数	前年同期比
計	44,680	19.4%
求職者	137	▲4.9%
求人者	428	60.3%
職業紹介事業者	43,629	19.2%
その他	486	23.7%

苦情・相談の内訳(労働者派遣事業) [派遣労働者]



苦情・相談の内訳(職業紹介事業) [求職者]



平成30年度の取組方針

1 法制度の周知

平成30年度は労働者派遣法改正法施行後3年をむかえ、①(旧)特定労働者派遣事業の経過措置終了、②派遣受入れの期間制限到来に伴う派遣先の対応、③派遣元事業主における雇用安定措置の実施など、改正法への適切な対応が求められることとなる。このため、派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者に対し、派遣法の周知活動を強化する。

また、職業安定法改正法が適正に履行されるよう積極的な周知広報に取り組む。

2 民間人材ビジネス等に対する指導監督の徹底

- (1) 労働者派遣法改正法による、雇用安定措置、キャリアアップ措置及び均衡待遇を重点とした履行確保
- (2) 悪質な違反を行った事業主及び違反を繰り返す事業主に対する厳正な指導監督
- (3) いわゆる偽装請負に対する厳正な対応
- (4) 職業安定法改正内容の履行状況に重点を置いた指導監督

3 労働者からの申告・苦情相談への迅速かつ適切な対応

派遣労働者等からの申告、苦情相談については、正確な内容の把握に努めるとともに、問題が認められる事案については、迅速かつ適切に対応する。

4 許可申請・届出の迅速な処理

許可申請・届出の処理に当たっては、迅速な処理を行う。特に、経過措置期限である平成30年9月29日にむけて、(旧)特定労働者派遣事業から許可制へ移行する事業主からの申請が大幅に増加することが想定されることから、早期の許可申請の勧奨を行うとともに、迅速な審査業務に努める。

1. 重点対策取組状況

第1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

平成28年度から「第5次労働保険未手続事業一掃対策2か年計画」に基づき推進

1 未手続事業の把握、加入促進

厚生労働本省、局内関係部署、関係行政機関と連携した未手続事業の的確な把握を行うとともに、労働保険加入促進委託業務に係る受託事業者と連携した効果的な加入勧奨の実施。

度重なる指導にもかかわらず成立手続を行わない事業主に対する職権成立の措置。

2 労働保険制度の周知広報

未手続事業の解消に当たり、広く労働保険制度を周知し、自主成立を促す。

第2 労働保険料等の適正徴収

様々な機会を通じ、労働保険制度の周知・指導の推進

年度更新の円滑な運営や口座振替納付の利用勧奨、滞納事業場に対する納付督促・滞納処分、労働保険料算定基礎調査、電子申請の利用促進等を実施し、適正徴収に努める。

(平成29年度 年度更新対象事業場数 約25万1千事業場)

第3 労働保険事務組合に対する指導等

事務組合に対し監査・指導・研修等を実施し、事務組合制度の信頼性を確保

事務組合が法令等に則り適正運営されるよう、計画的に監査・指導・研修等を実施。

特別加入制度を周知し、利用促進を図る。

(年間の監査計画:320件 ⇒ 2月末現在 323件 (100.9%) 実施)

2. 平成30年度の取組

第1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

「第6次労働保険未手続事業一掃対策3か年計画」を策定し、未手続事業の的確な把握、効果的な加入勧奨、積極的な職権成立を推進。

11月を「労働保険適用促進強化期間」と位置付け、東京労働局HP及び地方自治体の広報誌等への記事掲載、事業主団体・地方公共団体等への協力依頼など、広報活動の集中展開。

第2 労働保険料等の適正徴収

引き続き、滞納事業主に対する納付督促の実施、納付督促後なお納付がなされない事業場に対する速やかな財産調査・差押え等の強制措置の実施を推進。

算定基礎調査実施計画に基づく算定基礎調査の実施。

第3 労働保険事務組合に対する指導等

雇用保険監察官による監査及び重点指導対象労働保険事務組合に対する指導の継続実施。

適正な事務処理のため事務組合担当者を対象に研修会を実施。

研修会及び関係団体の実施する説明会において、特別加入制度の周知を実施。

未手続事業一掃対策の推進状況 (12月末)

	成立目標件数 (年間)	成立件数	達成率
28年度	9,000 件	6,367 件	70.7 %
29年度	9,200 件	6,869 件	74.7 %
差	+ 200 件	+ 502 件	+ 4.0 P
28年度末	9,000 件	9,540 件	106.0 %
29年度末	成立目標件数 = 9,200件		

労働保険料 徴収決定及び収納状況 (2月末)

	徴収決定額	収納済額	収納率
28年度	7,877 億円	7,772 億円	98.67 %
29年度	6,909 億円	6,815 億円	98.63 %
差	△ 968 億円	△ 957 億円	△ 0.04 P
28年度末	7,887 億円	7,828 億円	99.25 %
29年度末	目標収納率 = 平成28年度 (99.25%) 以上		

労働保険事務組合への委託状況 (28年度末)

